

第3章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の流れ

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

各防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めること等により、災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

また、県は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した個別災害対応業務実施マニュアル等の整備を推進する。

第2 内容

災害時の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

1 津波及び気象警報等が発表中〔初動態勢を確立し、災害発生に備え警戒〕

- 津波、気象等に関する情報（特別警報～注意報）の伝達、避難
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- 必要に応じて災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 被害情報の収集
- 水防警報の発令、河川等の警戒監視の強化
- 住民避難情報の発令
 - ア 高齢者等避難
 - ・避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
 - ・避難行動要支援者の所在確認、避難所等への避難
 - ・一般住民の自主避難
 - ・児童生徒等の安全確保
 - イ 避難指示
 - ・一般住民の立退き避難又は屋内安全確保、避難所への収容
 - ・避難所備蓄物資による対応
 - ・避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）
 - ウ 緊急安全確保
 - ・住民の緊急安全確保

2 地震、津波、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- 防災関係機関職員の緊急参集

- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 水防活動等被害拡大防止活動を実施する。
- 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 被災状況により鳥取県、四国ブロック、中国四国ブロック、関西広域連合等の広域応援協定又は応急対策職員派遣制度に基づき広域的な応援を要請する。

3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- 被害情報の収集報告
- 国、自衛隊、他府県等応援要員の受援体制の確立
- 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び徳島ローカルDMAT、医療救護班等、災害医療支援チームの派遣
- 緊急物資輸送用車両の確保
- 緊急輸送道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被災市町村への職員の派遣
- 市町村等の被害状況の把握
- 被災地への救護所の設置
- ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- 帰宅困難者対策
- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
- 避難所への避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため、津波警報等の情報提供
- 遺体の一時安置場所の確保
- 避難所外避難者の状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定

4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- ボランティアセンターの設置
- ボランティアの受入れ
- 義援金の受付
- 義援金の受入
- 救援物資の受入、仕分け、配分
- 学校施設の応急復旧、応急教育の実施

- 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣
- 災害支援ナース等の派遣

5 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕

- 公営住宅等の提供
- 被災住宅の応急修理
- 被災者の心のケア
- 遺体の検視、身元確認、火葬
- 災害廃棄物の処理
- 日本災害歯科支援チーム（J D A T）等の派遣

6 災害発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

- 応急仮設住宅の建設
- 学校教育の再開
- 義援金の配分
- 被災者生活再建支援法の適用

第2節 活動体制

【実施機関：防災関係機関】

各防災関係機関は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、活動体制を整備するものとする。

第1款 県の活動体制

第1 方針

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県はその責務を遂行するため必要があるときは県災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

また、国の「非常（緊急）災害現地対策本部」が設置されたときは、同本部と連携を図る。

県災害対策本部が設置される以前、又は設置されない場合における応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

第2 内容

1 県災害対策本部

(1) 県災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置

徳島県の地域内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、若しくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想せられる場合において、県がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、知事は災害対策本部を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

なお、県災害対策本部が設置されたときに、既に県水防本部が設置されている場合は、県災害対策本部に総括する。

また、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

(ア) 自動設置

- a 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- b 徳島県に津波警報が発表されたとき

(イ) 判断設置

- a 県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき
 - b 徳島県に津波警報が発表されたとき
 - c 大雨特別警報が発表されたとき
 - d 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき
 - e 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
 - f 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
 - g 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - h 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- (a) 暴風、大雨、洪水、津波警報が発表され、大規模な被害の発生が予想されるとき

- (b) 台風が四国に接近し、本県の全部又は一部を通過し暴風圏に入る可能性が高いとき
- (c) 河川の増水により指定河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想される時
- (d) 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知される時
- i その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響がある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき

イ 廃止

本部長は、災害の危険がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

ウ 報告

知事は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国（消防庁）その他必要な防災関係機関へ報告する。

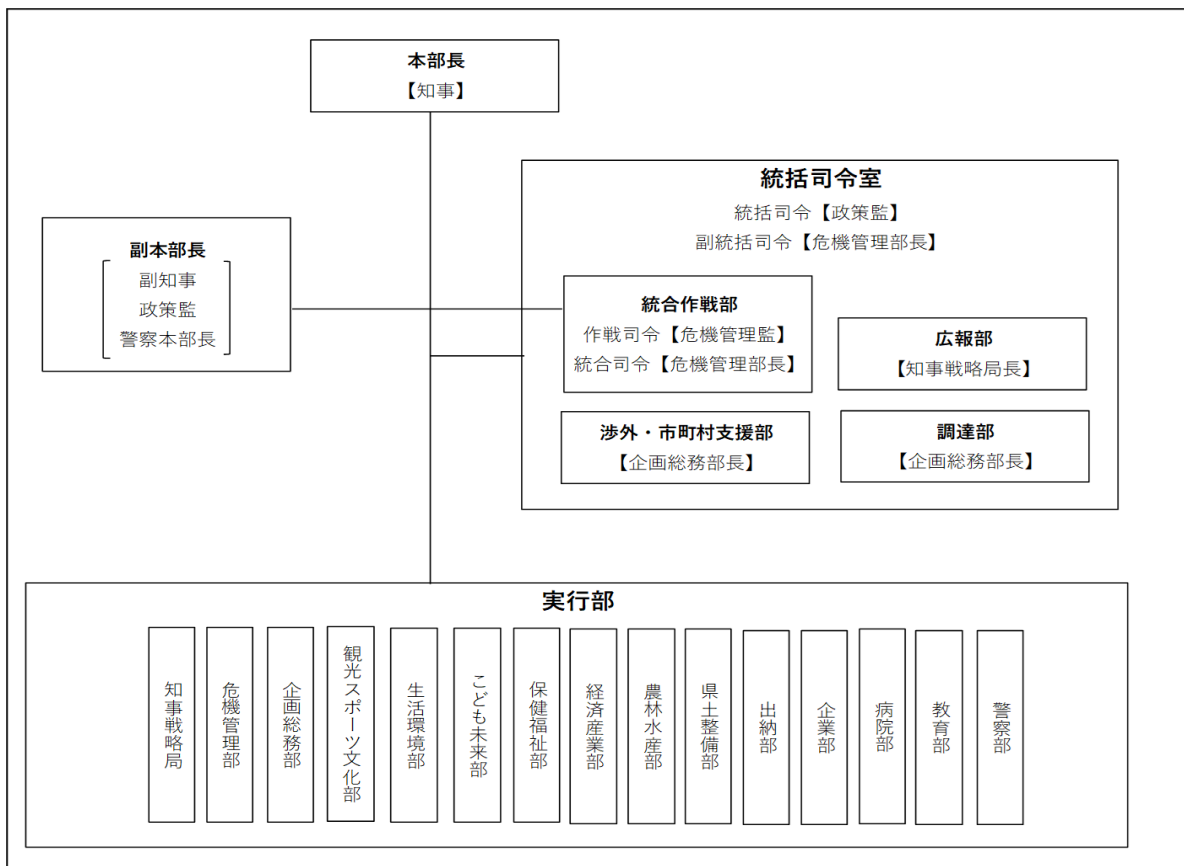
(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営及び分掌事務等については、徳島県災害対策本部条例及び徳島県災害対策本部運営規程に定めるところによる。

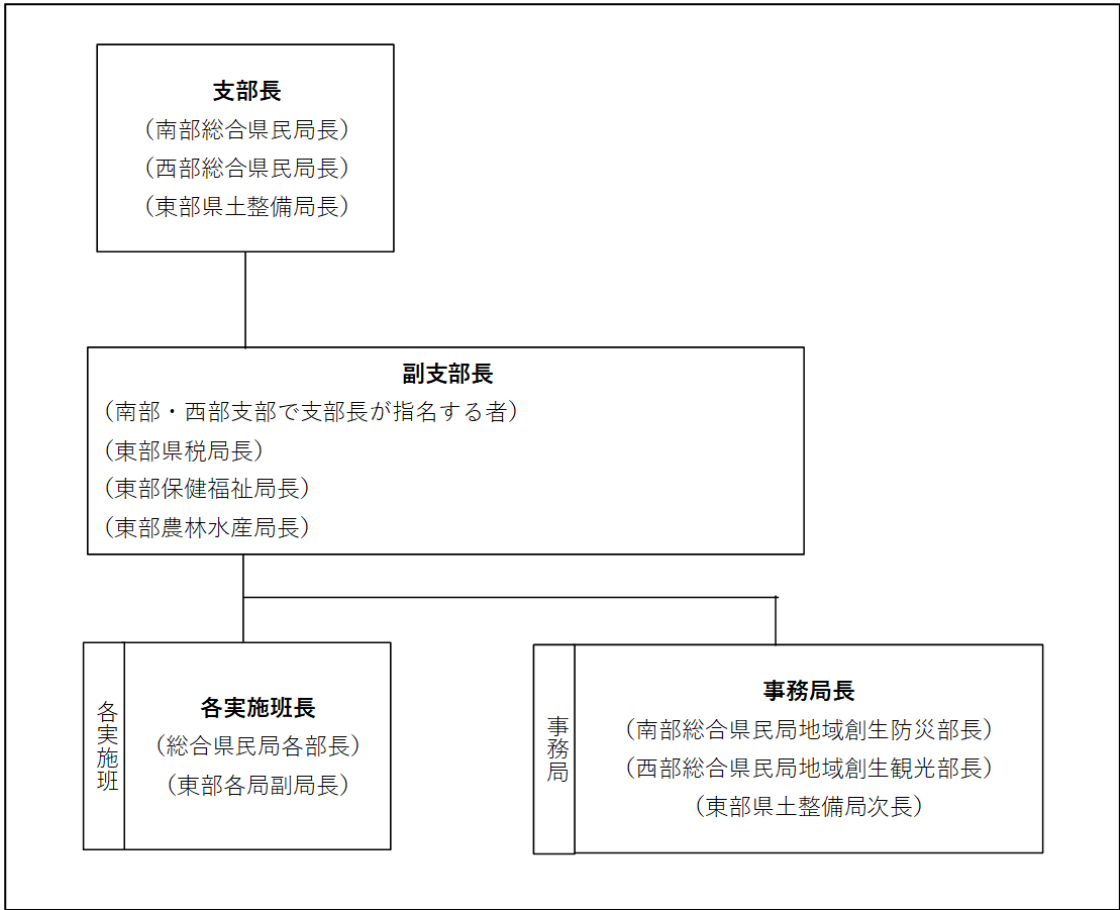
組織の編成は次のとおりとする。

ア 本部の組織

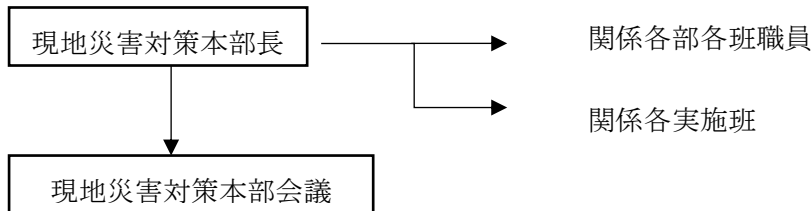
●徳島県災害対策本部の編成



イ 支部の組織



ウ 現地災害対策本部の組織



(3) 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害応急対策に必要な指示又は各部門の総合調整を行うため、県災害対策本部会議を開催する。

(4) 防災・危機管理センター

災害対策本部機能の強化を図るため、万代庁舎内に防災・危機管理センターを整備しており、本部会議の開催は、3階の特別会議室と第二応接室を一部屋として、または10階大会議室を使用する。

(5) 災害対策本部室

統括司令室は本部長のスタッフとして、災害対策の総合調整及び関係機関との連絡調整を行うため4階の災害対策本部室を使用する。11階講堂及び4階の405会議室、4A～4F会議室は、徳島県庁・受援計画に基づき、他県の支援要員やライフライン事業者など防災

関係機関の支援活動室として使用する。

(6) 代替庁舎

万代庁舎内が被害を受け、防災・危機管理センター及び災害対策本部室が設置できない場合は、徳島県徳島中央警察署または西部総合県民局美馬庁舎を代替庁舎として、防災・危機管理センターを設置する。

(7) 支部の設置及び廃止

ア 設置

本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、支部を設置する。

イ 廃止

本部長は、地域の総合的応急対策がおおむね完了したときは、支部を廃止する。

(8) 現地災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置

本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。また、現地災害対策本部の所管区域は災害対策本部長が決定する。

イ 廃止

本部長は、一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(9) 地方連絡部の設置及び廃止

ア 設置

本部長は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは、地方連絡部を設置する。

イ 廃止

本部長は、一応の応急対策が完了したときは、地方連絡部を廃止する。

(10) 徳島県警察本部

ア 徳島県警察本部長は、災害応急対策実施のため、必要があると認めるときは、災害の規模、被災状況に応じて徳島県警察非常災害警備本部を置くものとする。

イ 警察部隊の編成運用

警察職員をもって災害警備部隊を編成し、所要の警備活動を実施する。

ウ 警備活動

災害警備活動については、本計画に定めるほか、徳島県警察災害警備計画の定めるところによる。

2 県災害対策本部を設置するに至らない程度の災害の場合

災害対策組織は、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）に定める部等及び附属機関の組織によるものとし、事務部局にかかる連絡調整は危機管理部が分掌する。

3 配備動員体制

(1) 配備体制

配備区分	配 備 内 容	配 備 時 期	備 考
第1非常体制	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第2非常体制に移行し得る態勢とする。 2. 配備につく職員は原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。	1. 県内に震度4の地震が発生したとき。 2. 大雪注意報が発表されたとき。 3. 徳島県に津波注意報が発表されたとき。 4. 県内に「大雨に関する徳島県気象情報」（線状降水帯に関するもの）が発表されたとき。 5. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 6. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき	※左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「災害警戒体制（第1警戒体制）」をとる。 責任者：危機管理部長 対応：危機管理部職員
第2非常体制	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、すみやかに第3非常体制に移行し得る態勢とする。 2. 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を構ずるものとする。	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2. 台風が本県を通過する可能性が高いとき。 3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 5. 徳島県に津波警報が発表されたとき。 6. 「高潮氾濫発生情報（高潮特別警戒水位）」が発表されたとき。 7. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。 8. 大雨特別警報が発表されたとき。 9. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 10. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 11. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。	※左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「災害警戒体制（第2警戒体制）」をとり、「警戒支部」を設置する。但し、津波警報のみの発表の場合は、「災害警戒体制（第2警戒体制）」及び「南部支部」により対応する。 責任者：危機管理部長 対応：危機管理部職員 並びに関係課課員 （警戒支部） 責任者：総合県民局及び 東部県土整備局長 対応：実施班の職員
第3非常体制	1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する態勢とする。 2. 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備体制とする。	災害対策本部が設置されたとき。 ●自動設置 1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき。 ●判断設置 1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき。 2. 徳島県に津波警報が発表されたとき。 3. 大雨特別警報が発表されたとき。 4. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。 5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 7. 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 8. 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 9. その他、多数の人的被害など重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき。	※左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。 本部長：知事 支部長： 総合県民局長及び 東部県土整備局長

上記以外に、「徳島県災害対策本部運営規程」第19条により、初動要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 動員体制

ア 動員計画

配備各課（各班）は、各配備体制に応じて必要な人員を動員するものとし、職員の動員順位あるいは連絡方法等については、あらかじめ徳島県災害対策本部運営規程により作成しておくものとする。

[資料編]

徳島県災害対策本部運営規程

イ 職員の安否確認

「すだちくんメール」等により全庁職員の安否情報を収集・集約し、災害対策本部へ連絡するものとする。

ウ 職員の召集

(ア) 勤務時間内

庁内放送等により、周知するものとする。

(イ) 勤務時間外

職員の召集方法については、固定電話、携帯電話（すだちくんメールを含む。）、その他の方法によるものとする。

なお、職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、配備指令が伝達される前にそれぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は、速やかに自主参集するものとする。

[資料編]

徳島県災害対策本部運営規程

エ 職員の緊急参集

あらかじめ指定された職員は、勤務時間外において徳島県内に震度4以上の地震が発生した場合、徳島県に津波注意報若しくは津波警報が発表された場合、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、安全を確保しつつ直ちに勤務場所等に参集し、徳島県業務継続計画（BCP）及び初動体制マニュアル等に基づき所定の行動をとるものとする。

また、徳島県内で震度6弱以上の大規模地震が発生した場合、又は徳島県に大津波警報が発表された場合は、全職員は直ちに勤務場所等に参集するものとする。

なお、交通機関等の途絶、火災、浸水等により勤務場所に参集することが困難な場合は、勤務場所に連絡して指示を受けるか、最寄りの事務所等に参集するものとする。

参集した職員は、参集先の所属長等に対し到着の報告を行い、直ちにその指示に従い必要な業務を実施するものとし、到着の報告を受けた所属長等は参集状況を把握して速やかに災害対策本部（統括司令室調達部）に報告するものとする。所属長等は、その後の状況によって勤務場所への移動が可能となった場合は、所掌業務の緊急度等を勘案して参集職員の移動を命じることができるものとする。この場合、勤務場所の所属長等に連絡するものとし、移動を命じられた職員は、以後勤務場所の所属長等の指示に従うものとする。

4 応援職員の派遣

知事は、災害応急対策実施のため必要があるときは、関西広域連合及び四国、中・四国各ブロックの広域応援協定若しくは応急対策職員派遣制度に基づき、若しくは地方自治法第252条の17又は法第29条の規定に基づき、国又は他の地方公共団体から技術者等職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するものとする。

災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災害対策本部・支部設置		備考
	勤務時間内	勤務時間外 ・出張中	
本部長 副本部長 本部員 支部長 副支部長	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、 配備態勢につく。	
統括司令室員 本部連絡責任者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、 配備態勢につく。	
応急対策班 各班要員 各実施班要員	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、 配備態勢につく。	
各班・各実施 班の要員以外 の職員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、 配備態勢につく。	
災害対策本部が自動設置された場合は、全員勤務場所へ登庁する。			

注 1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。

2 動員区分欄は県災害対策本部運営規程による。

5 職員の健康管理

災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

災害対応業務に従事する職員のこころの健康を確保するため、専門相談員及び嘱託医によるメンタルヘルス相談、保健師による惨事メンタルヘルスケア、各庁舎における産業医によるメンタルヘルスケアを実施する。また、職員が健康相談をできるよう健康相談室を常設するとともに、過重労働職員に対しては産業医による保健指導を実施し健康管理等を徹底するものとする。

6 県庁舎のライフライン確保

災害対策本部機能や、災害時においても必要となる業務の電源を確保するため、各庁舎において

自家発電設備を設置し、3日分の燃料備蓄を行うとともに、断水に備え、3日から4日分の生活用水を確保するものとする。

災害発生時において、電力、水道等の設備に被害があった際は、設備監視班等において、点検・補修等の応急措置を実施するとともに、対応困難な場合は、協定締結事業者等関係機関に対し、早期復旧を要請する。

第2款 市町村の活動体制

第1 方針

市町村長は、災害において市町村の地域内の防災の推進を図るため、市町村地域防災計画の定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を迅速に実施できるよう災害対策組織を整備しておくものとする。

第2 内容

- 1 市町村災害対策本部の組織及び運営については、それぞれの市町村の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、災害の特性を考慮して市町村地域防災計画等の整備を図る。
- 2 勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合が考えられることから、地震発生初期の必要な措置についてあらかじめ定めておき、初動体制の確立を図る。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村災害対策本部の設置基準
- 2 市町村災害対策本部の業務内容
- 3 市町村災害対策本部の組織、運営
- 4 市町村長に事故があった場合の対応
- 5 職員動員の内容
- 6 職員動員の基準
- 7 伝達方法
- 8 その他必要な事項

第3款 指定地方行政機関等の活動体制

県の地域に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの機関等が作成する防災業務計画、防災に関する計画等に定めるところにより、災害対策本部等を設置し、職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

第3節 情報通信

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。

第2 内容

1 災害通信連絡系統

災害の発生が予想される時、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底をはかるものとする。

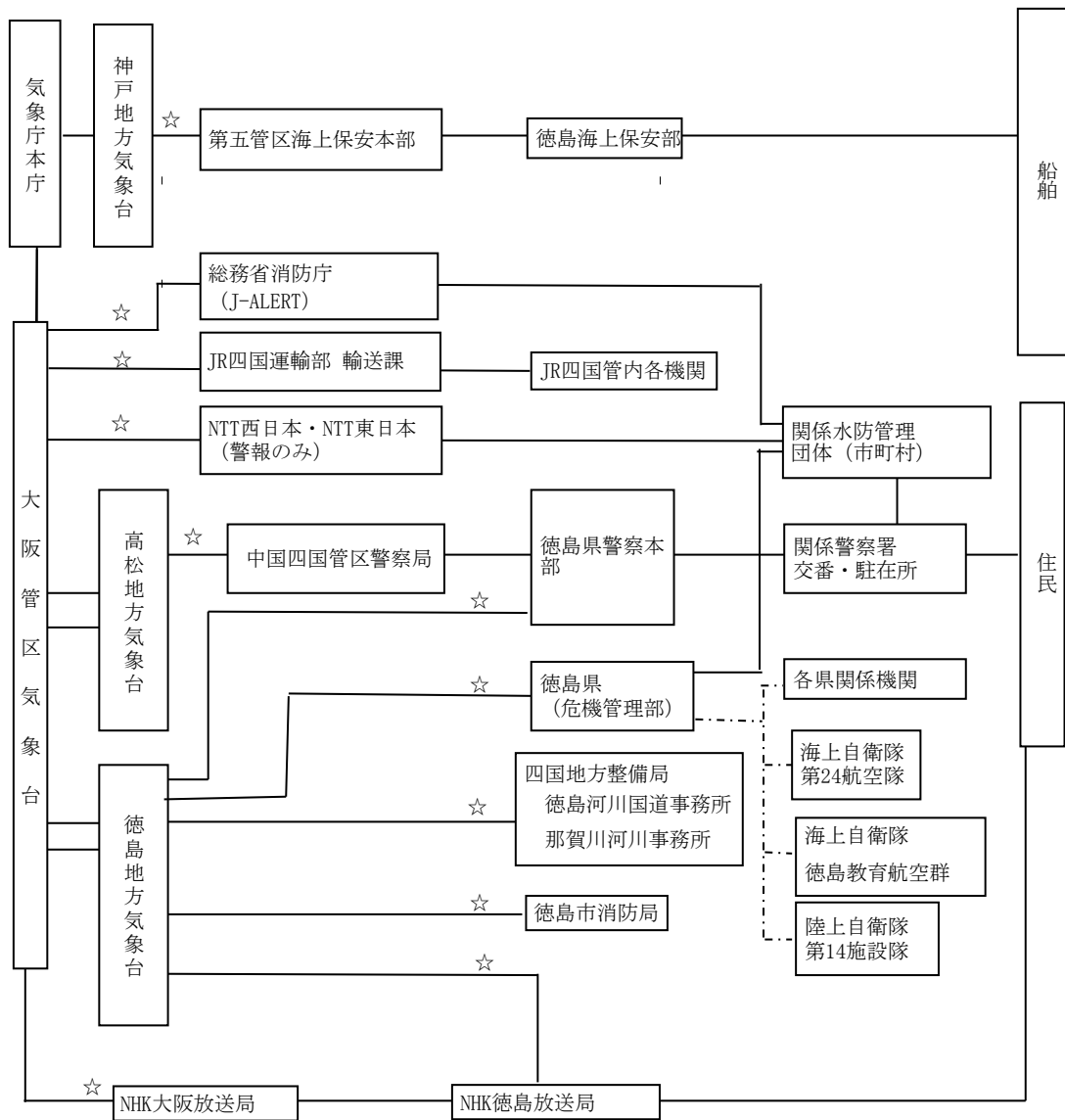
なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県は市町村への通知を義務づけられ、市町村は住民等への周知の措置を義務づけられている。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒情報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県から市町村への通知及び一般への周知を義務づけられている。

2 伝達系統

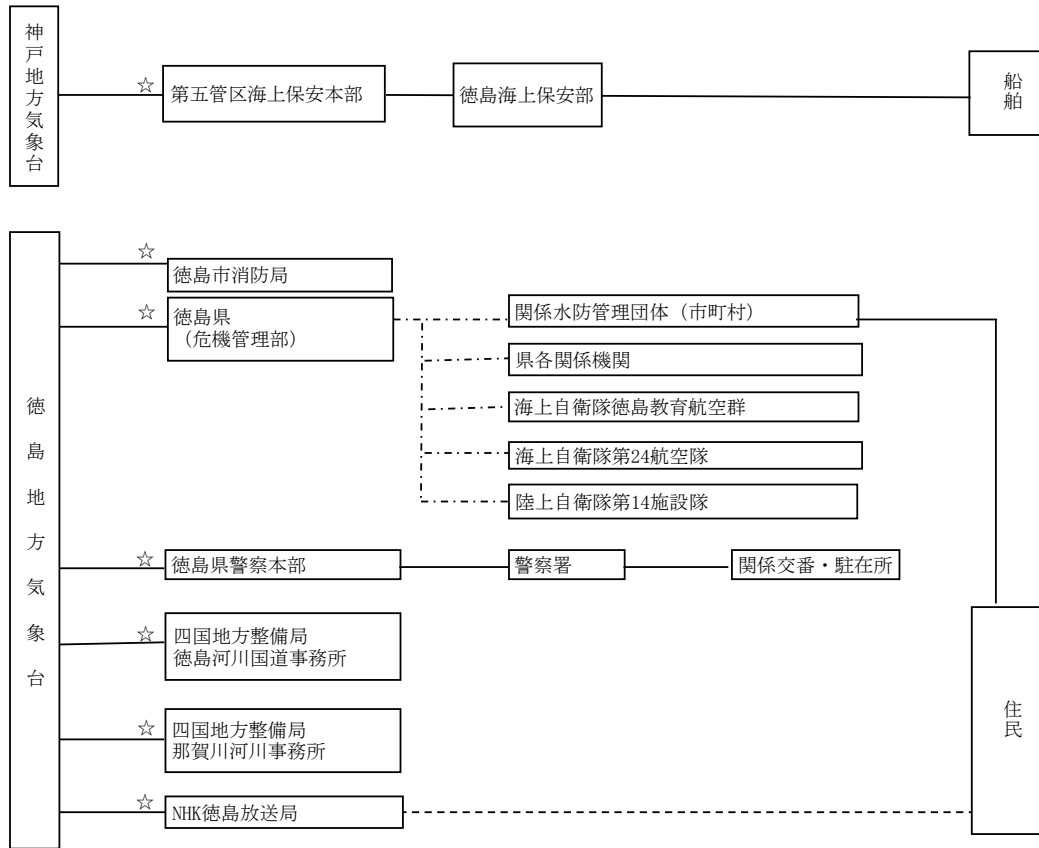
大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等、地震・津波、気象に関する情報は、次の伝達系統により伝達する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



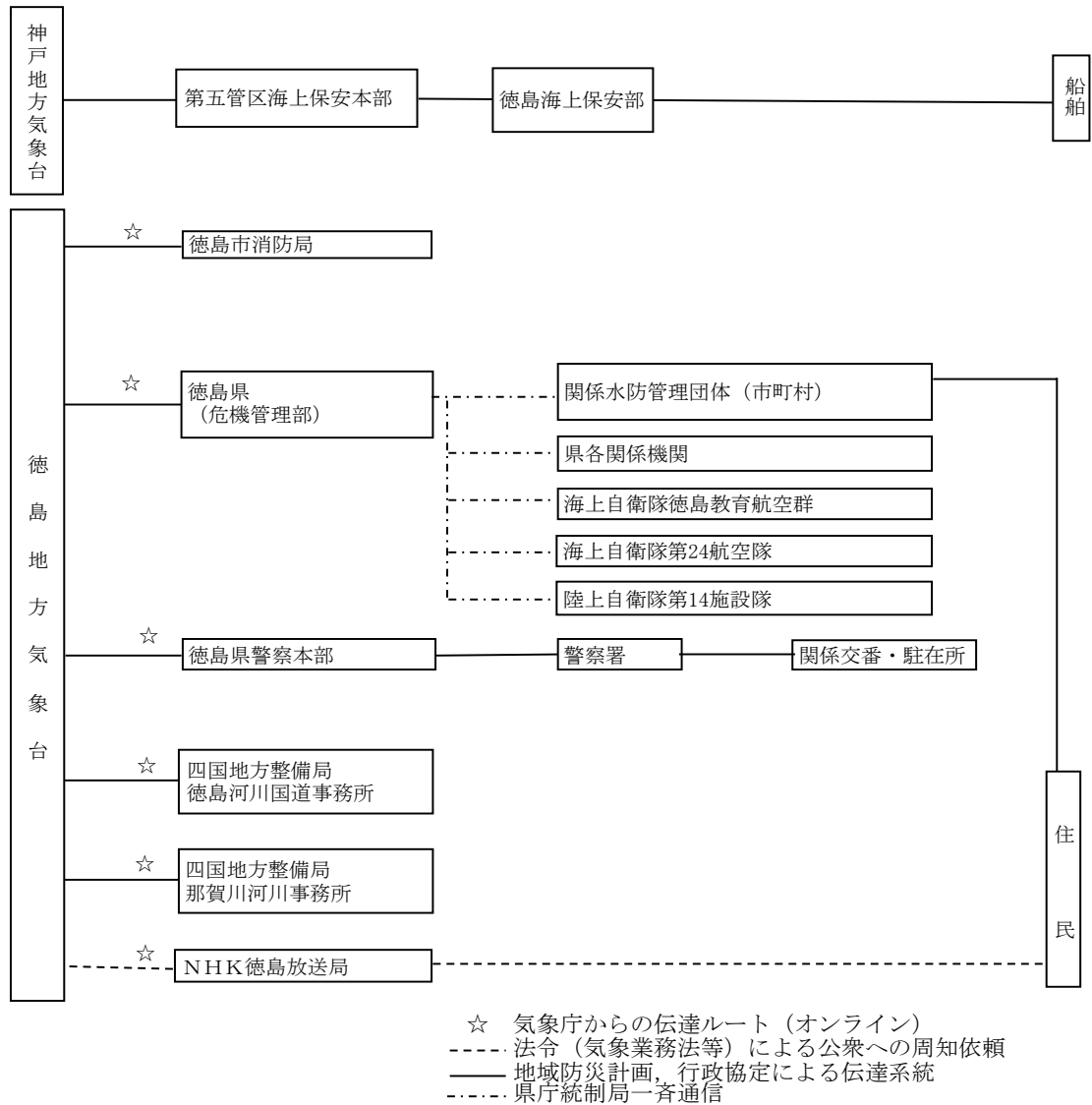
☆ 気象庁からの伝達ルート（オンライン）

(2) 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統

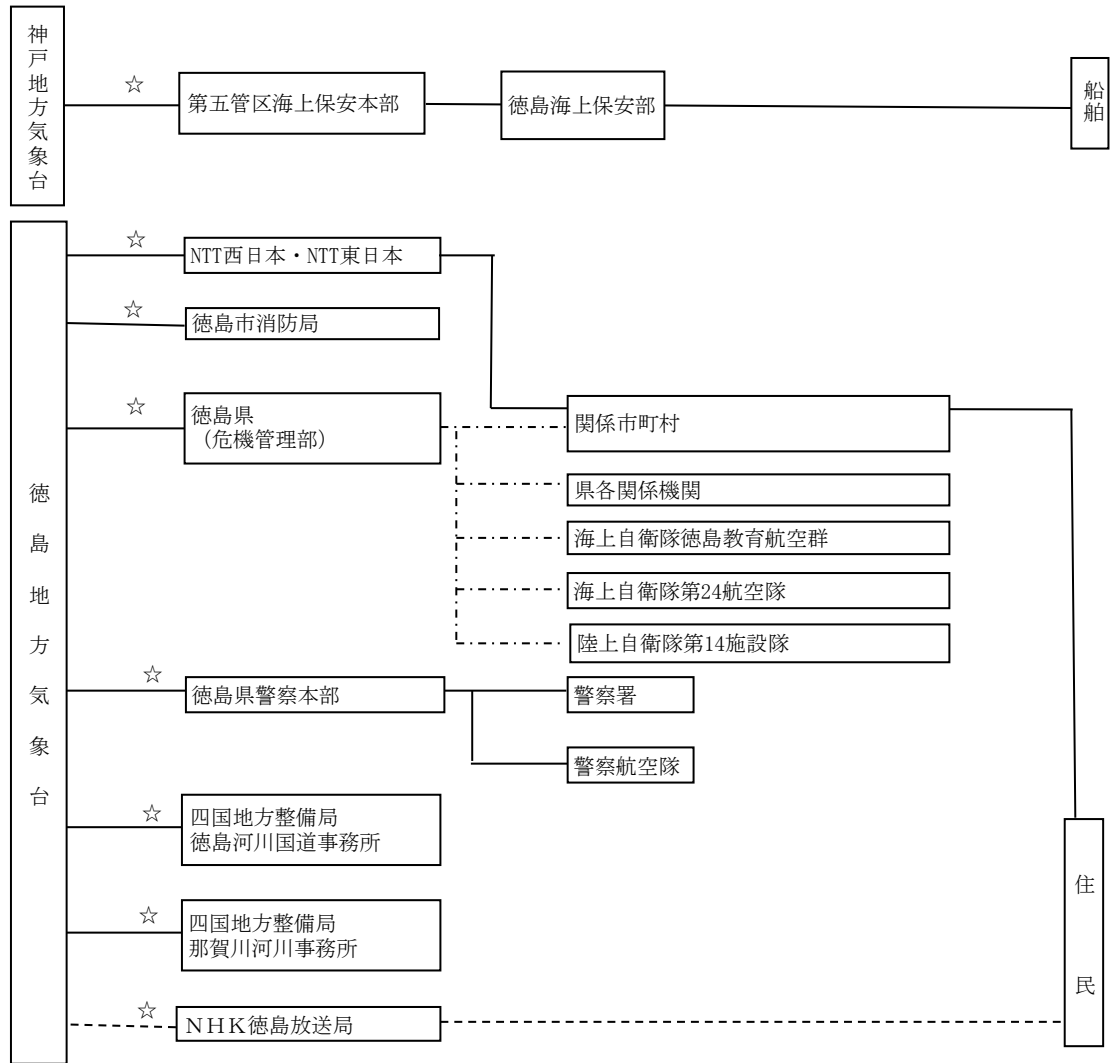


☆ 気象庁からの伝達ルート（オンライン）

(3) 気象に関する特別警報～警報の伝達系統



(4) 気象に関する注意報・情報の伝達系統

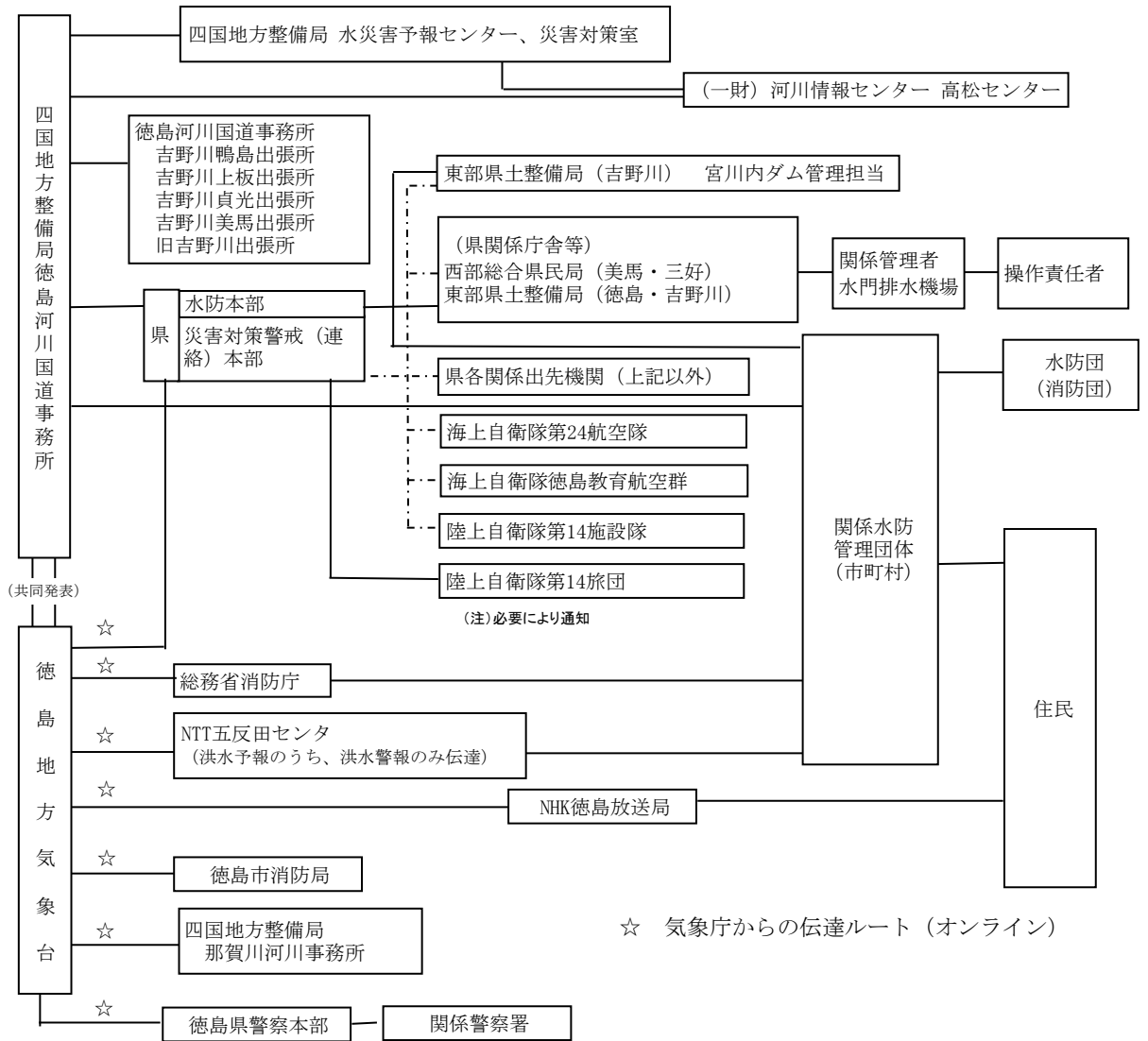


- ☆ 気象庁からの伝達ルート（オンライン）
- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼
- 地域防災計画，行政協定による伝達系統
- 県庁統制局一斉通信

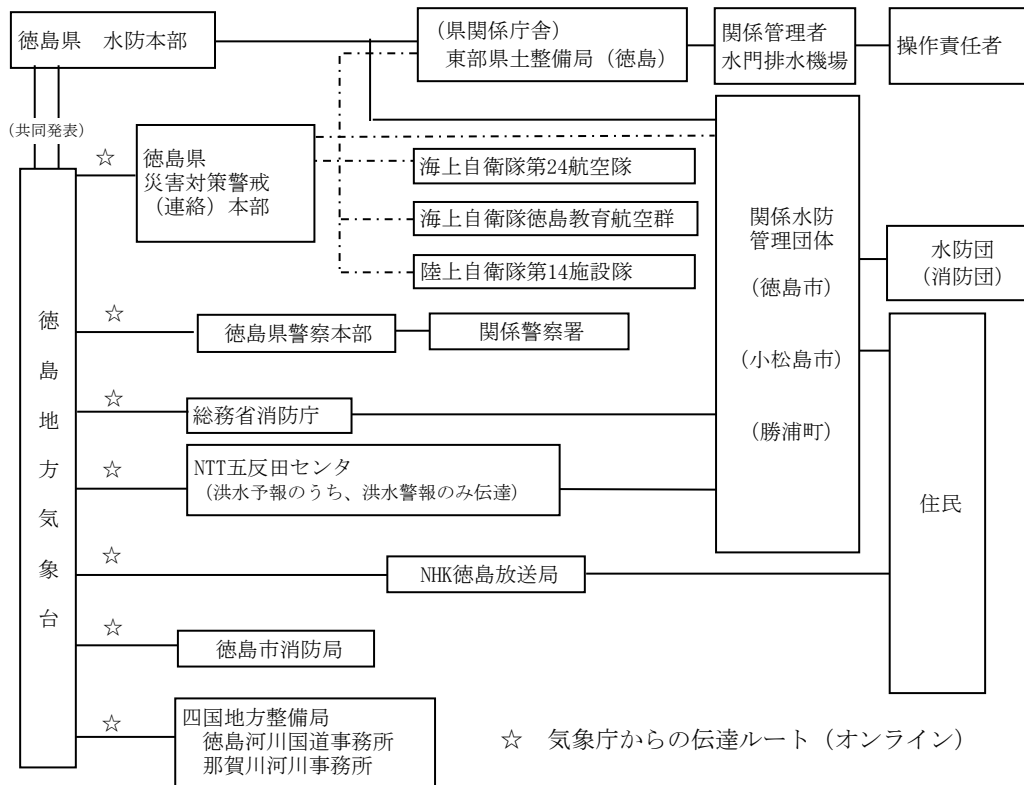
(5) 指定河川洪水注意報・警報、情報の伝達系統

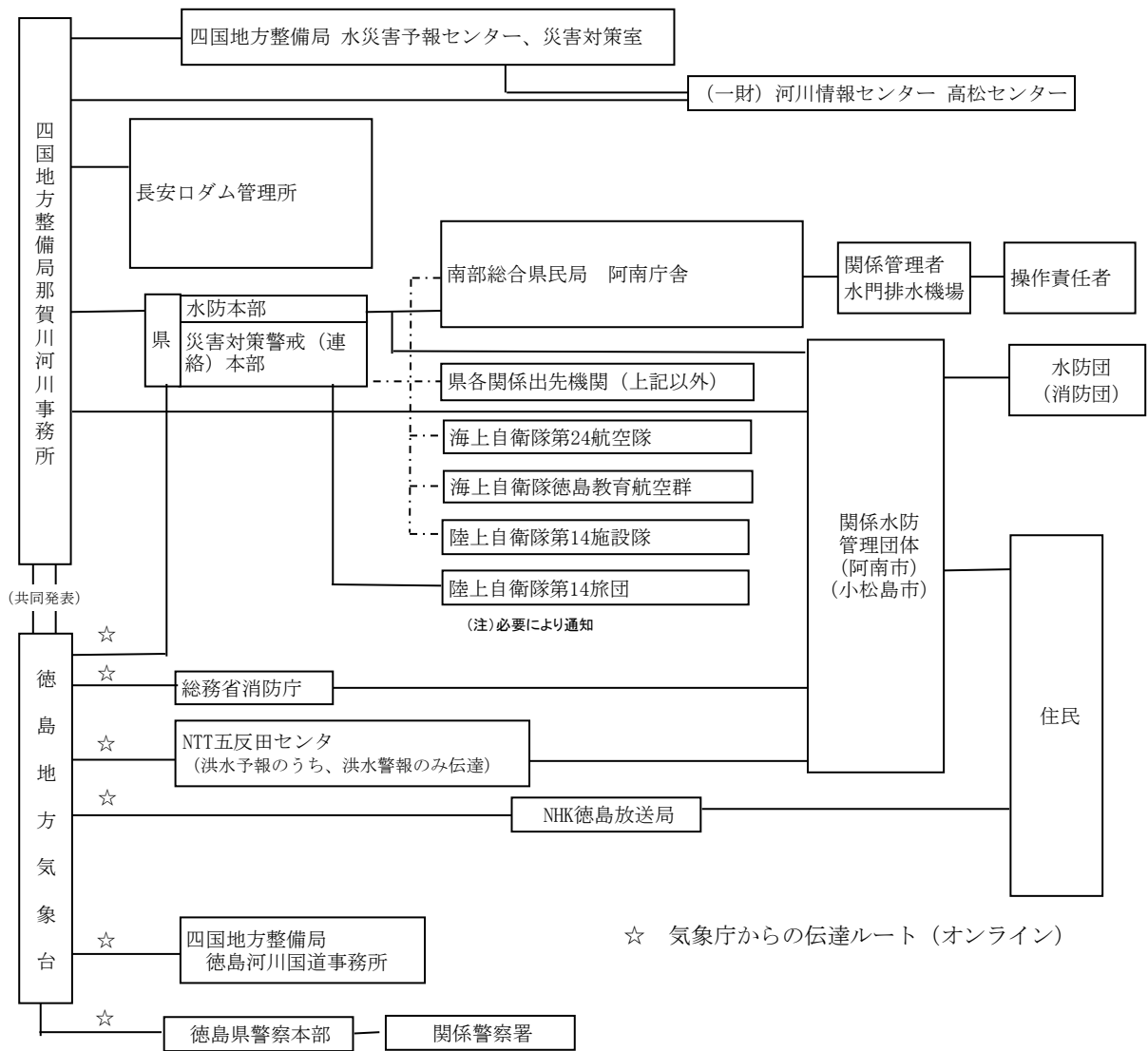
(徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所・四国地方整備局那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部河川政策課が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報)

(1) 吉野川

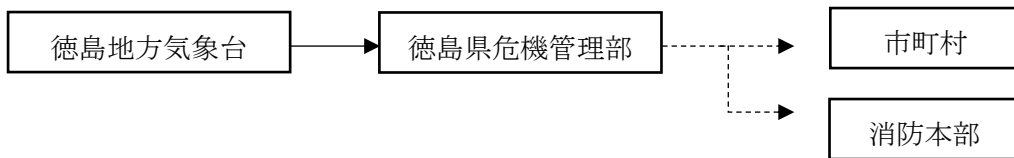


(2) 那賀川

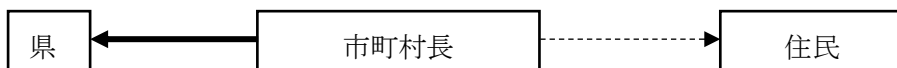




(6) ア 火災気象通報の伝達系統



イ 火災警報の伝達系統



注1 火災警報は、市町村長がアの通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めたときに発令することができる。

2 -----> は通知、————> は連絡。

3 異常な現象発見時の通報

- (1) ここにいう異常現象は、強い竜巻、強い降ひょう等の気象に関する事項、数日間にわたり頻発する有感地震及び異常潮位・異常波浪等の自然現象をいう。
- (2) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。
- (4) (2)又は(3)により通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

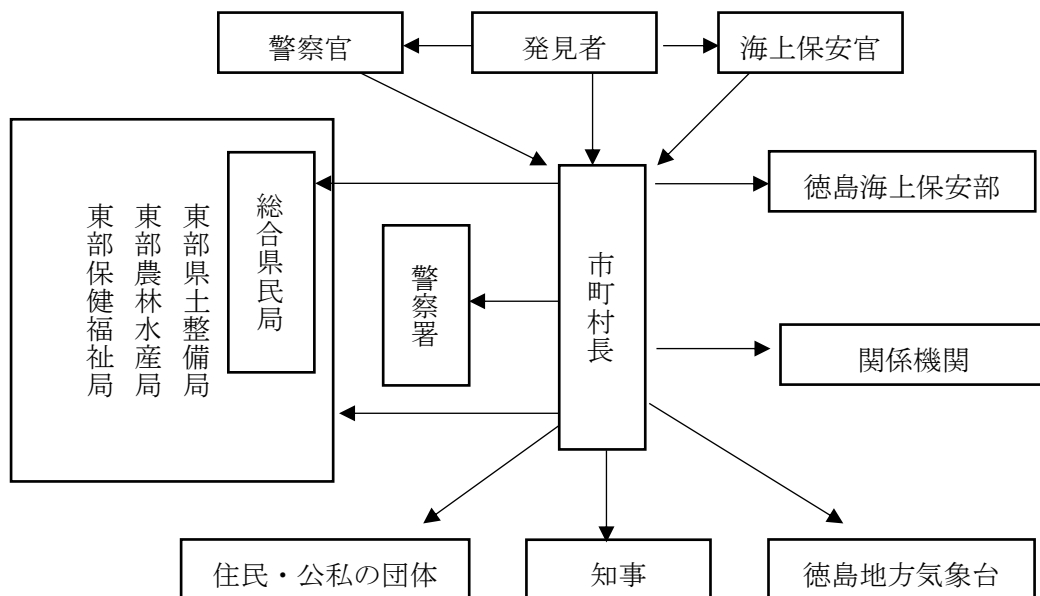
ア 徳島地方気象台

イ 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）

ウ 徳島海上保安部、所管する総合県民局、若しくは東部保健福祉局、東部農林水産局、東部県土整備局の東部局、警察署及びその他の関係機関

- (5) 市町村長は、(4)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

異常現象通報系統



4 災害用通信設備等の運用

防災関係機関は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図るものとする。

- (1) 通信連絡系統の整備

各防災関係機関は、災害時における通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、平時から有線及び無線を通じた複数の通信連絡系統を整備しておくものとする。

- (2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、NTT支店、営業所及びNTTドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を

優先利用することができる。

(3) 総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については、県、市町村及び防災関係機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備えるものとする。

(4) 防災相互通信無線局の利用

防災相互通信無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の情報連絡手段として、同無線局を活用するものとする。

(5) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

ア 非常通信

防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4号の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

県は有線通信が途絶した場合、非常通信ルートを活用し、防災関係機関との通信手段を確保する。

〔資料編〕 徳島県非常通信ルート

この非常通信を利用して、市町村におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

イ 孤立防止用衛星装置

孤立防止用超小型通信衛星は、一般加入電話が途絶した場合、NTT西日本株式会社が災害等の情報連絡及び特設公衆電話等に利用するものであり、伊島漁協に常置されている。また、携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害がでた場合、NTTドコモの災害用専用基地局を稼働し、安定的な通信確保を目指すとともに移動基地局車の運用により、被災個所の孤立防止に努める。

〔資料編〕 設置場所一覧(無線局局名録)

(6) 放送の要請

知事又は市町村長は、法第55条又は第56条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

5 南海トラフ地震に関連する情報の通報

徳島地方気象台は、気象庁から以下の「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されたときは、知事に通報するものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報

ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)

南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震

と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

6 津波警報等の伝達

(1) 県及び沿岸市町等の措置

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、県は、総合情報通信ネットワークシステムの自動通信の他、手動通信により沿岸市町等に予報を正確かつ確実に伝達するとともに、次の指示確認事項を徹底する。

ア 大津波警報・津波警報・注意報の再伝達

イ 住民、観光客、釣り客及びドライバー等可能な限り広範に周知徹底を行うこと。

ウ 気象台からの情報、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意すること。

エ 地域防災計画に基づく、市町の連絡・配備体制をとること。

オ 潮位の異常等があれば、県に連絡すること。

沿岸市町等は、大津波警報・津波警報・注意報又は避難指示を防災行政無線や広報車等により、正確かつ確実に住民、観光客、釣り客及びドライバー等可能な限り広範に周知徹底するものとする。

〔資料編〕 津波警戒の広報文例

(2) 徳島海上保安部が行う措置

ア 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、警告等表示盤等により周知する。

イ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

ウ 被害が予想される沿岸地域の住民や海水浴客等に対しては、船艇・航空機等を巡回させ、拡声器、警告等表示盤等により周知する。

(3) 津波の自衛措置

ア 津波警報等が発表された場合、状況に応じ、安全を確保の上で、高所などからの海面監視や情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町村長は住民等に対して避難指示を伝達するなど必要な措置をとるものとする。

イ 市町村長は、避難対策として、強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした

揺れである場合においては、津波警報等を迅速に知るために、少なくとも1時間以上、ラジオ・テレビ（NHK・四国放送は放送終了後でも臨時に放送する）を聴取する責任者を定めておくものとする。

なお、迅速な津波対策を図るため、衛星系等からの情報による職員参集システムの整備に努めるものとする。

(注)	NHK徳島放送局のラジオ第1放送	—————	9 4 5 K H z
	” FM ”	—————	8 3 . 4 M H z
	” デジタルテレビ総合	—————	3 4 c h
			(リモコンでは3)
	” デジタルテレビ教育	—————	4 0 c h
			(リモコンでは2)
	NHK大阪放送局のラジオ第1放送	—————	6 6 6 K H z
	四国放送のラジオ	—————	1 2 6 9 K H z
	四国放送のFM補完放送	—————	9 3 . 0 M H z
			(県南の一部地域 9 3 . 9 M H z)
	四国放送のデジタルテレビ	—————	3 1 c h など
			(リモコンでは1)
	エフエム徳島	—————	8 0 . 7 M H z
	エフエムびざん	—————	7 9 . 1 M H z

[資 料 編]

- 注意報、警報、地震情報等伝達系統図(徳島県総合情報通信ネットワークシステム)
- 津波警報伝達系統図(N T T)、津波警戒の広報文例
- 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成
- 県警察関係通信系統図
- 無線局局名録

7 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
日本放送協会徳島放送局 四国放送株式会社 株式会社エフエムびざん 株式会社エフエム徳島	県の要請に基づき放送

第4節 災害情報の収集・伝達

【実施機関：防災関係機関】

防災関係機関は災害時において、効果的に応急対策を実施するため、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。

また、県は収集した情報を一元的に集約・分析し、防災関係機関と情報を共有するとともに、調整を行う。

第1款 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

第1 方針

防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

第2 内容

1 情報の収集・伝達

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集し、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

2 情報の内容

(1) 県及び市町村

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- ア 緊急要請事項
- イ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策実施状況
- オ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- カ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- キ 避難状況
- ク 医療救護活動状況
- ケ 住民の動静
- コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2) その他の防災関係機関

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

- ア 被害状況

- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込み等

3 情報の収集方法

防災関係機関は、航空機、ヘリコプター、無人航空機、各種無線通信設備、衛星通信、衛星画像、ライブカメラなどの先進防災技術を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

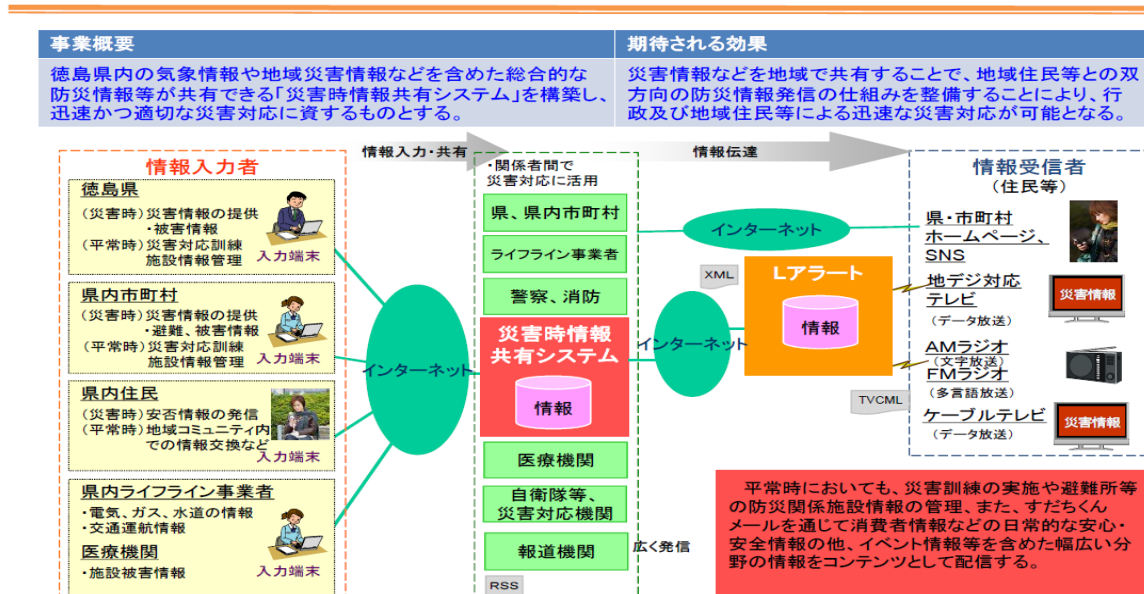
また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの被害状況の把握等への積極的な活用に努める。

- (1) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、ライブカメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、情報収集を行う。
- (2) 県は、民間企業等との協定に基づき、無人航空機、衛星画像、空中写真撮影及び航空レーザー測量等を効果的に活用する。
- (3) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、関係機関は県に連絡するものとする。
- (4) 防災関係機関は、被害状況を早期に把握するため、同時多発の火災等による119番通報の殺到状況の確認、活用に努める。

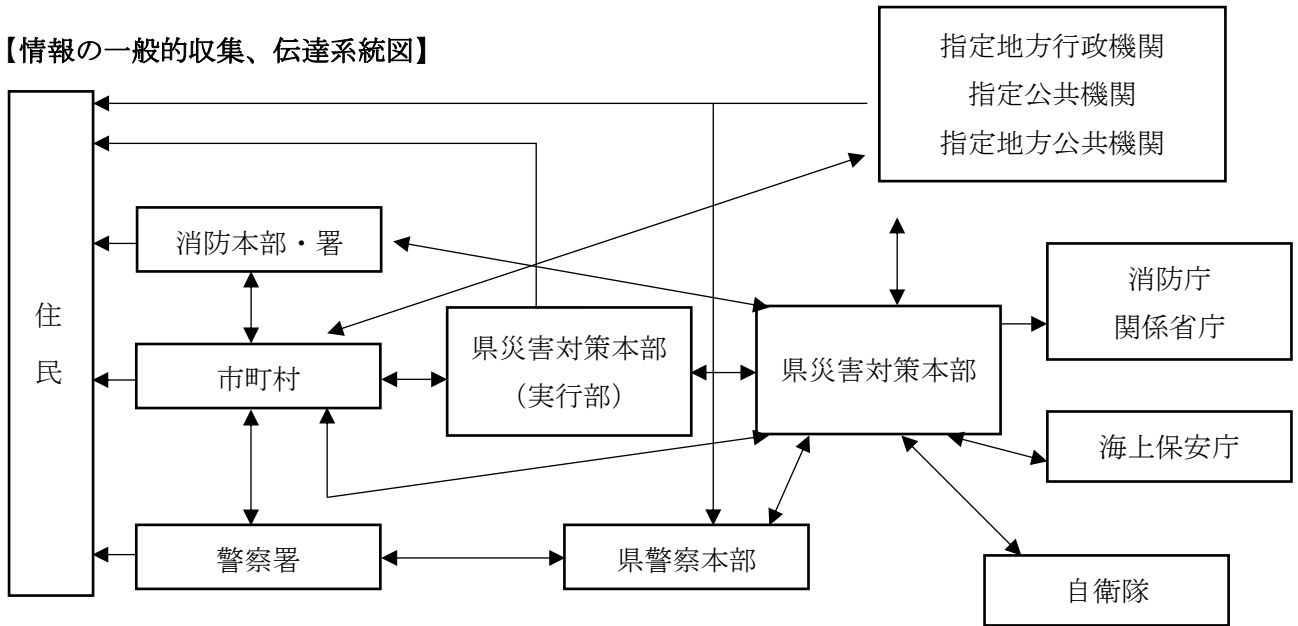
4 情報の収集、伝達系統

県及び市町村の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災関係機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

「災害時情報共有システム」活用した情報提供体制イメージ



【情報の一般的収集、伝達系統図】



5 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 徳島県支部	情報収集、災害状況の伝達
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	人工衛星による被災状況調査
公益財団法人日本測量調査技術協会	空中写真撮影等による被災状況調査
アジア航測株式会社 株式会社ウエスコ 株式会社パスコ 国際航業株式会社 朝日航洋株式会社	空中写真撮影、航空レーザー測量、衛星画像処理等の実施支援
株式会社広沢自動車学校 合同会社オーシャンワン 株式会社基礎建設コンサルタント NAKAYA株式会社 ニタコンサルタント株式会社 四国建設コンサルタント株式会社 ビューエンジニアリング株式会社 株式会社ファルコン 株式会社昭和コンサルタント 株式会社グリーンベース 株式会社かくはち 株式会社キタダノ	無人航空機による情報収集

第2款 被害状況の報告要領

第1 方針

防災関係機関は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画に定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて関係機関等に報告するとともに、災害応急に関する措置事項及び今後の措置事項についても報告する。

第2 内容

1 報告の基準

内閣総理大臣（消防庁経由）に報告すべき災害は次のとおりであり、報告にあたっては、火災・災害等即報要領により行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
- (5) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (8) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (9) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (10) 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

〔資料編〕 火災・災害等即報要領

2 調査実施者

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに市町村の管理する施設については市町村、県の管理する施設については県が調査し、次に掲げるライフライン関係機関等も管理施設を調査の上、県及び市町村等へ連絡協力するものとする。

四国旅客鉄道株式会社徳島保線区

N T T西日本株式会社徳島支店

株式会社N T Tドコモ四国支社徳島支店

K D D I株式会社四国総支社

ソフトバンク株式会社

四国電力株式会社

四国電力送配電株式会社

四国ガス株式会社徳島支店

一般社団法人徳島県エルピーガス協会

阿佐海岸鉄道株式会社

楽天モバイル株式会社

3 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害速報
災害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- (3) 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

4 報告の方法

- (1) 原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。
- (2) 災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。
- (3) 確定報告は必ず同別紙様式により文書で報告するものとする。

5 報告責任者

各機関の長、県警察本部長並びに市町村長は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておくものとする。

6 市町村長の措置

- (1) 市町村長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後すみやかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
- (2) 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。
- (3) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

7 知事の措置

- (1) 市町村長等からの報告に基づき、災害対策基本法第53条第2項の規定により、知事は内閣総理大臣（消防庁経由）に対し被害状況を報告するものとする。
- (2) (1)の報告については、消防組織法第40条に基づく火災報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
- (3) 報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとする。
- (4) 被害の状況により必要があると認めるときは、総合防災情報システム（SOBO-WE B）

に登録又は東京本部を通じ中央各省庁にも逐次電話にて報告するものとする。

- (5) 確定報告は応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ国（消防庁）に提出するものとする。

連絡窓口	
消防庁	
平日(9:30~18:15)	応急対策室
	TEL 03-5253-7527
	FAX 03-5253-7537
	消防防災無線
	TEL 7-943-90-49013
	FAX 7-943-90-49033
	衛星系 TEL 7-90-048-500-90-49013
平日(9:30~18:15)以外	宿直室
	TEL 03-5253-7777
	FAX 03-5253-7553
	消防防災無線
	TEL 7-943-90-49102
	FAX 7-943-90-49036
	衛星系 TEL 7-90-048-500-90-49102
	FAX 7-90-048-500-90-49036
徳島県危機管理部	
	TEL 088-621-2716
	FAX 088-621-2987
県ネットワーク無線	TEL 7-088-621-9500
	FAX 7-088-621-9366

第3款 行政機能の確保状況の把握

第1 方針

市町村は、大規模災害時において、行政機能の確保状況を県に報告し、県は、市町村からの報告を直ちに総務省に報告する。

第2 把握・報告の方法

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知）に基づき、市町村は、震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより県（市町村課）に報告することとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 災害情報の収集・伝達系統（住民含む）
- 2 応急対策の指示伝達系統
- 3 県・国等への災害情報の報告系統（災害時情報共有システム含む）及び応援要請系統
- 4 その他必要な事項

第5節 災害広報

【主な実施機関：市町村、県（知事戦略局、危機管理部、県民ふれあい課）、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、四国放送(株)、(株)エフエム徳島、(一社)徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル株式会社】

第1 方針

災害時における県民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画の定めるところによるものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等、公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやアプリケーション、SNS等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

第2 内容

1 県が実施する広報

市町村その他の防災関係機関から収集した情報及び自ら収集した情報を総合的に分析し、関係機関と連絡調整して速やかに災害広報を行う。

なお、災害時における広報については、わかりやすく十分に伝わるような広報に努めるものとし、各種問合せにスムーズに対応できるよう、問合せ先一覧を作成し、庁内で共有を図るとともに、県ホームページへの掲載、報道機関への情報提供を実施する。

(1) 広報事項

報道機関に対する情報発表及び県民に対する広報の内容は、次のとおりとする。

- ア 被害状況の概要
- イ 一般住民、被災者に対する協力要請及び注意事項
- ウ 応急対策の実施状況
- エ 交通規制の状況に関すること。
- オ 災害発生の地域、規模等に関すること。
- カ 被害状況及び復旧見込みに関すること。
- キ 防災関係機関の防災体制及び措置に関すること。
- ク 災害に関する注意報、警報及び指示等に関すること。

- ケ 人心の安定、被害の防止等に関すること。
- コ その他災害に関して県民に広報すべきこと。

(2) 広報の方法

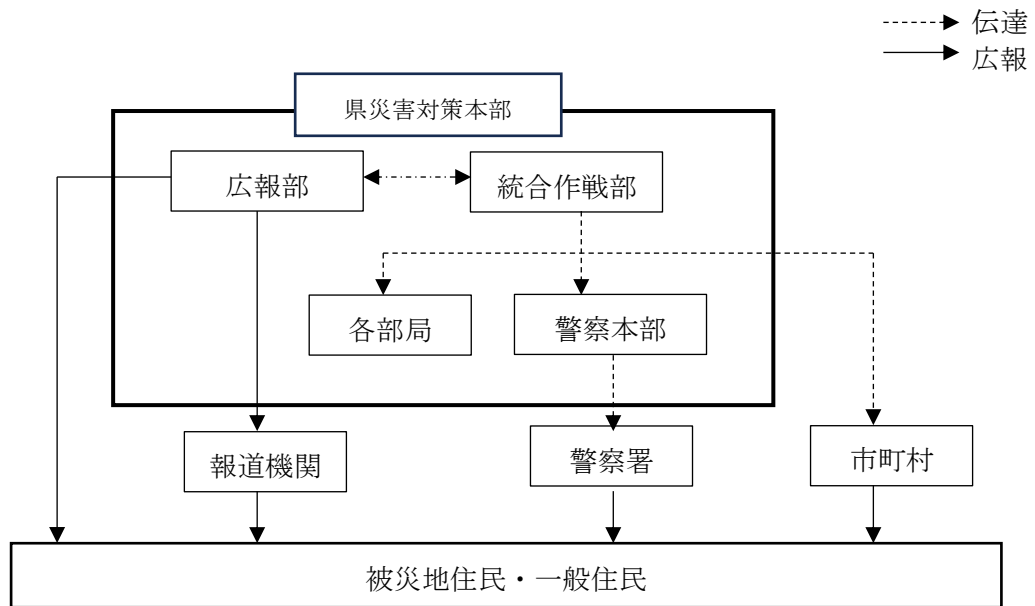
県民に対する広報実施の方法は、次によるものとする。また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に対して十分配慮する。

- ア 防災行政無線、ケーブルテレビ等による広報を要請する。
- イ 消防防災ヘリコプターを活用し、広報を行う。
- ウ 新聞、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ等報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、協力を要請する。
- エ インターネットやスマートフォン、携帯電話を活用し、SNS等により広報を行う。
- オ 広報車による移動広報を行う。
- カ 広報紙、ポスター等の配布、掲示による広報を行う。

(3) 国会及び各省庁等に対する広報

国会及び各省庁等に対して迅速に災害情報及び資料等を提出して災害の実態を訴えるものとする。

(4) 広報体制・系統図



2 市町村が実施する広報

市町村が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における市町村民の注意事項
- (2) 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- (3) 市町村等の実施しつつある災害対策の概要
- (4) 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所での心得
- (6) 指定避難所の開設状況や混雑状況

- (7) 災害復旧の見通し
- (8) 電気ガス水道供給の状況
- (9) その他必要事項

3 放送

放送は、居住者及び観光客等へ情報を正確かつ迅速に伝達するために不可欠のものである。

このため、放送事業者は津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、県その他関係防災機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等を伝達するとともに、防災関係機関や居住者及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定めるものとする。

- (1) 日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざん

災害時又は災害の発生が予想される場合、日本放送協会徳島放送局にあつては災害関連番組を機動的に編成し、また、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざんにあつては状況に応じて特別番組の編成等を行い、災害時の混乱を防止するとともに、県その他関係防災機関からの災害の通報事項に対しては、的確かつ臨機の措置を講じて一般に周知徹底を図る。

4 指定地方行政機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関が実施する広報

指定地方行政機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の状況に応じた災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を講じるものとし、県、市町村から災害広報資料の提出を依頼されたときは、これに協力する。

- (1) N T T 西日本株式会社徳島支店及び株式会社N T T ドコモ四国支社徳島支店その他通信事業者

広報車及び報道機関等を通じ、被害の復旧見通し及び通話の疎通状況等について県民への周知に努める。

- (2) 西日本高速道路株式会社徳島高速道路事務所及び本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター

被害箇所の復旧見通しや道路の通行状況については、ホームページ、情報板及び道路交通情報センターを通じ広報する。

- (3) 四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社

被害箇所の復旧見通し及び輸送の状況について、駅内の掲示板、案内所等へ掲示するとともに報道機関を通じ県民への周知を図る。

(4) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

SNS及び報道機関等を通じ、被害箇所の復旧見通しや感電・障害事故防止について県民への周知に努める。

(5) 四国ガス株式会社

広報車及び報道機関等を通じ、被害箇所の復旧見通し及びガス漏れによる事故防止について県民への周知に努める。

(6) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

広報車及び報道機関等を通じ、被災箇所の復旧見通し及びLPガス漏れによる事故防止について県民への周知に努める。

[資料編]

日本放送協会の災害報道体制

四国放送非常事態対策要綱

エフエム徳島非常事態対策要綱

5 広聴活動

防災関係機関は、災害時に、被災住民、関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため、相談窓口等を設置し、適切な応急対策の推進に努める。

6 社会混乱の防止

県及び市町村は、偽・誤情報等による社会的混乱を防止し、被災地の県民等の適切な判断と行動を助け、県民等の安全を確保するため、SNS等のモニタリング調査を実施するなど、正確な情報の速やかな伝達に努める。

7 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
日本放送協会徳島放送局 四国放送株式会社 株式会社エフエムびざん 株式会社エフエム徳島	県の要請に基づき放送
株式会社朝日新聞社徳島支局 毎日新聞社徳島支局 読売新聞社徳島支局 産経新聞社徳島支局 日本経済新聞社徳島支局 一般社団法人共同通信社徳島支局 株式会社時事通信社徳島支局 朝日放送株式会社徳島支局長 株式会社毎日放送徳島支局 関西テレビ放送株式会社徳島支局	県の要請に基づき報道

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 広報資料の収集方法
- 2 住民に対する広報の方法
- 3 その他必要な事項

第6節 自衛隊災害派遣要請

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）、自衛隊】

第1 方針

自衛隊に対する災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

(1) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 行方不明者、傷病者等の搜索救助

死者、行方不明者、傷病者等の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

(4) 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬

(5) 道路、水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

(6) 応急医療・救護及び防疫支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は、県又は市町村が準備）

(7) 人員物資の輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(8) 給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

(9) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

(10) 消火活動

火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与

(12) その他

必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

2 災害派遣要請部隊等の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長(香川県善通寺市)
- (2) 陸上自衛隊第14施設隊長(阿南市)
- (3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令(板野郡松茂町)
- (4) 海上自衛隊第24航空隊司令(小松島市)

連絡窓口
第3部 TEL:0877-62-2311 内線 2235、2236、2237 防災無線 TEL:90-037-200-466-502 (防衛班)
隊本部 TEL:0884-42-0991 内線 230 防災無線 TEL:425**1
司令部 TEL:088-699-5111 内線 3213 防災無線 TEL:355 (当直室)
幕僚室 TEL:0885-37-2111 内線 213 防災無線 TEL:397**1 (当直室)

3 災害派遣要請要領

- (1) 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する徳島県知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、市町村長は知事に対し、知事は自衛隊の部隊の長に対し、状況判断に必要な情報を速やかに提供するものとする。
- (3) 知事は、災害派遣要請の必要があると認めるときは、次の事項を記載した文書により自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫し、文書で要請するいとまのないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

<記載事項>

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (4) 市町村長は、災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し前記3号に掲げる項目の内容を記載した文書により災害派遣要請を要求するものとする。

ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (5) 市町村長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により知事に対し前記4号に掲げる要求を行うことができないときは、直接自衛隊にその旨及び災害の状況を通知するものとする。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお、市町村長は、上記通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に対して通知するものとする。

4 災害派遣部隊等の業務

災害派遣部隊等は、知事及び当該市町村長、県警察、消防機関その他関係機関等と緊密に連絡し、応急措置の実施に努めるものとする。

5 受入れ体制の整備

(1) 知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置をするものとする。

(2) 知事及び市町村長が自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。

ア 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備

イ 派遣部隊の活動に対する協力

ウ 派遣部隊と県及び市町村の連絡調整

6 自衛隊との連絡調整

知事は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、各種情報について緊密に自衛隊と連絡をとる。また、自衛隊の派遣要請を行った場合は、必要に応じて連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたる。

7 派遣部隊等の撤収要請

知事は、派遣部隊等が派遣目的を達したときは、派遣要請の要領に準じすみやかに撤収要請を行う。この場合、当該市町村及び派遣部隊の長と協議する。

8 災害対策用ヘリポートの設置

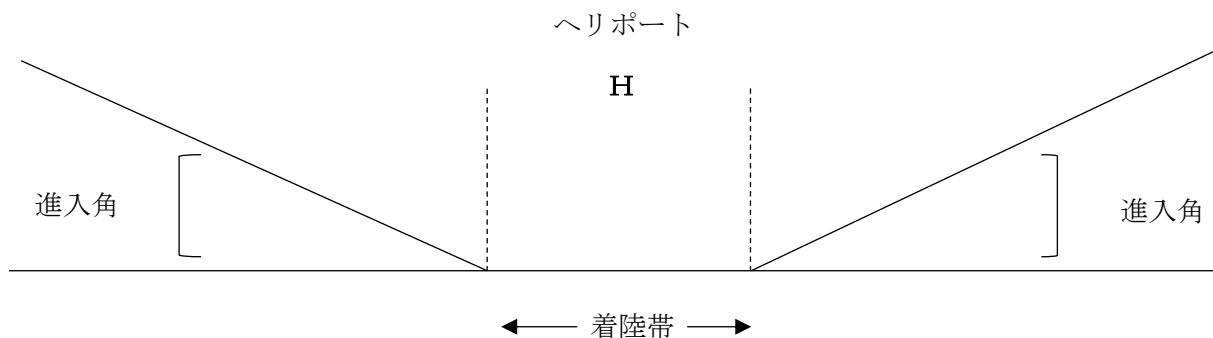
市町村長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくとともに、県は自衛隊に通知しておくものとする。

選定要領は次のとおりとする。

(1) 地表面は平坦でよく整理されていること。

(2) 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。

(3) 所要の地積があること。



ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯（直径）	進入角	摘要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと。

〔資料編〕

市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

- (4) 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。
- (5) ヘリポートの標示をすること。
 - ア 上空から確認できる風向標示の旗をたてる。または、発煙筒を用意すること。
 - イ 着陸地点に石灰、白布等で H または、O の記号を標示すること。
 - ウ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。
- (6) 危険防止に留意すること。
 - ア 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 - イ 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
 - ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。
- (7) 生存者の使用する対空目視信号は次によること。
 - ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。
 - ※ 生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油等で汚すことにより地上に標識をつけたりするものがある。
 - イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
 - ウ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

9 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
陸上自衛隊第14旅団	リエゾン等の派遣
海上自衛隊徳島教育航空群	災害救助、人員・物資輸送 海上島しょ部沿岸の救難警戒
海上自衛隊小松島航空隊	災害救助、人員・物資輸送 海上島しょ部沿岸の救難警戒

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 派遣要請要綱
- 2 任務分担
- 3 その他必要な事項

第7節 防災関係機関応援要請

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

災害時においては各防災関係機関がおのこの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期すものとする。そのため、各機関は平時から法令又は本計画の定めるところにより関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

また、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第2 内容

1 資料の相互交換

県、市町村及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

2 応援等の要請

(1) 市町村の応援要請等

ア 他の市町村への応援要請

市町村長は、当該市町村の応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第67条)

イ 県への応援要請等又は職員派遣のあつせんの要請

市町村長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあつせんに県を求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。

(ア) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

a 災害救助法の適用

- (a) 災害発生の日時及び場所
- (b) 災害の原因及び被害の状況
- (c) 適用を要請する理由
- (d) 適用を必要とする期間
- (e) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (f) その他必要な事項

b 被災者の他地区への移送要請

- (a) 移送要請の理由
- (b) 移送を必要とする被災者の数
- (c) 希望する移送先

- (d) 被災者の収容期間
- c 県の応援要請（徳島県職員災害応援隊等の出動要請を含む）又は災害応急対策の実施の要請（法第68条）
 - (a) 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由
 - (b) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
 - (c) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
 - (d) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
 - (e) その他必要な事項
- d 自衛隊災害派遣要請の要求（法第68条の2）

第6節自衛隊災害派遣要請によるものとする。
- e 指定地方行政機関、他の市町村、都道府県等の職員派遣のあつせんを求める場合（法第30条）
 - (a) 派遣のあつせんを求める理由
 - (b) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (c) 派遣を必要とする期間
 - (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (e) その他参考となるべき事項

ウ 指定地方行政機関の長、他の市町村、都道府県等に対する職員の派遣要請

（法第29条、地方自治法第252条の17）

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

エ 被災市町村への支援

県は、大規模な災害の発生に伴い市町村と連絡を取ることができない場合、その他必要と認める場合には、当該市町村からの要請を待たずに市町村災害対策本部や災害現場に徳島県職員災害応援隊等を派遣し、必要な支援を行う。

被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (ア) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (イ) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (ウ) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (エ) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

(2) 県の応援要請等

知事は、災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう相互応援協定の締結等により協力体制を確立しておくものとし、指定行政機関、他の都道府県等の応援を求め、又は応急措置の実施を要請しようとするときは、次に掲げる所要事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理する。

ア 自衛隊災害派遣要請を行う場合

第6節自衛隊災害派遣要請による。

イ 指定行政機関の長若しくは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請(法第70条)

他府県知事等に対する応援の要請(法第74条)

(ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を求める理由

(イ) 応援を必要とする活動の具体的内容

(ウ) 応援を必要とする場所、期間

(エ) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

(オ) その他必要な事項

ウ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、他府県知事等に対する職員の派遣要請

(法第29条、地方自治法第252条の17)

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件

(オ) その他必要な事項

エ 相互応援協定に基づく他府県との応援

それぞれの災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援の要請または、応援を行う。

(ア) 関西広域応援・受援実施要綱

a 応援の要請

本県が被災し、応援が必要な場合、関西広域応援・受援実施要綱に基づき、関西広域連合広域防災局に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、電話又は電子メール等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

b 応援方式

原則として、被災府県に応援府県を割り当てるカウンターパート方式により支援する。

c 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

各府県の被災状況等からカウンターパートが想定できるときは、当該被災府県を応援することとなると考えられる応援府県が、カウンターパートが想定できないときは、被災府県までの予測移動時間が短い応援府県緊急派遣チームを派遣し支援する。

d 受援体制の整備

県及び市町村は、広域連合及び応援府県からの応援を円滑に受け入れるための体制を

整備する。

- (イ) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定
- (ウ) 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
 - a カウンターパート制による相互支援

予め支援相手を定めたカウンターパート制により、災害等発生後、速やかに連絡員を派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を円滑かつ迅速に開始する。

○中国・四国のカウンターパート

グループ1	鳥取県・徳島県
グループ2	岡山県・香川県
グループ3	広島県・愛媛県
グループ4	島根県・山口県・高知県

- b 四国4県広域支援本部の設置

被災状況に応じた、よりの確な支援を行うため、「四国4県広域支援本部」が四国ブロック内各県並びに中国ブロック及び全国知事会等と調整する。
- (エ) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定
- (オ) 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定
 - a 県を挙げた相互応援体制の構築

両県の市町村をはじめ、企業、医療機関、福祉団体、ボランティア等の協力による全県的な相互応援体制を構築する。
 - b 相互応援活動要領の策定

平時及び危機事象発生時の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援や物資・資機材等の提供などに係る「応援・受援計画」を定めた相互応援活動要領を策定する。
- (カ) 石川県と徳島県との包括連携協定
- (キ) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (ク) 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (ケ) 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (コ) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

オ 応急対策職員派遣制度による応援

- a 総括支援チームによる支援

被災市町村が行う災害マネジメントについて総括的な支援が必要な場合に支援を要請する。
- b 対口支援チームによる支援

市町村の災害応急対策を中心とした災害対応業務の支援が必要な場合に支援を要請する。
- c 応急職員確保現地調整会議の設置

現地調整会議を設置し、総務省や関係団体と応援職員の派遣に必要な調整を行う。

カ 日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざんに対する放送要請(法第57条)

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項

(ウ) 希望する放送日時及び送信系統

(エ) その他必要な事項

キ 指定行政機関の職員の派遣あっせんを内閣総理大臣に求める場合(法第30条)

(ア) 派遣のあっせんを求める理由

(イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の条件

(オ) その他必要な事項

(3) 消防機関の応援要請

ア 応援要請

(ア) 市町村の応援要請

市町村は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

(イ) 県の応援要請

県は、災害時において県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、災害発生市町村の消防の応援等(緊急消防援助隊の応援、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定める広域航空消防応援等)を要請する。

イ 緊急消防援助隊の迅速出動

次の場合は、前記の県からの要請を待たずに「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき、緊急消防援助隊が出動する。

(ア) 徳島県を震央とする震度6弱以上の地震が発生した場合

(イ) 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ、次のいずれかの条件を満たす場合

a 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

b 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される可能性がある場合)

(ウ) そのほか、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合

ウ 応援受入体制の確保

県は消防庁長官から、緊急消防援助隊が出動した旨の通知を受けたときや、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」による緊急消防援助隊の出動が見込まれるときは、代表消防機関やその他の消防機関とともに「徳島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受入体制を確保する。

また、その際、県内に災害発生市町村が2以上あるとき、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行う。

なお、災害発生市町村が1の場合であっても、知事が必要と認める場合は、消防応援活動調整本部を設置するものとする。

(4) 警察災害派遣隊等の応援要請

県公安委員会は、県内の警察力をもってしても対処できないと認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請(法第80条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合、県に応援要請をしようとする場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする期間及び場所

エ 応援を必要とする活動の具体的内容

オ その他必要な事項

3 各機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関の協力業務の内容は、第1章第9節防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に定めるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。

ウ 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとし、県は各機関の間であって相互協力の斡旋をする。

(2) 協定の締結

ア 平時から国、県及び市町村関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

イ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

(3) 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム

(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(4) 経費の負担

ア 国又は他都道府県から市町村又は県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法又は相互応援協定に定めるところによる。

イ 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

4 公共的団体等との協力体制の確立

県及び市町村並びに防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関係する公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

(1) 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、徳島県水難救済会、森林組合、中小企業等協同組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、アマチュア無線クラブ等。

(2) 協力体制の確立

県の各部局並びに市町村は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにするなど、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること

イ 災害時における広報等に協力すること

ウ 出火の防止、初期消火に協力すること

エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること

オ 被災者の救助業務に協力すること

カ 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること

キ 被害状況の調査に協力すること

(3) 応援に係る感染症対策

応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するとともに、基本的な感染対策に配慮するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 知事等に対する応援要請
- 2 他の市町村長に対する応援要請
- 3 応援協定に基づく応援要請
- 4 その他必要な事項

第8節 災害救助法の適用

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）】

第1 方針

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって悩む被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い、市町村長がこれを補助する。

ただし知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市町村長が行う。

2 適用条件・基準

この法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）

ア 当該市町村の区域内の人口に応じ、本県の災害救助法適用表の令第1号第1項第1号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

イ 徳島県の区域内の人口に応じ、1、000世帯以上の住家が滅失した場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、本県の災害救助法適用表の令第1条第1項第2号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

ウ 徳島県の区域内において、5、000世帯以上の住家が滅失した場合で、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、当該所管区域内の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

3 適用手続

(1) 市町村

市町村長は、当該市町村における災害が前記2「適用条件・基準(1)災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合

には直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

(2) 県

知事は、市町村長からの情報提供に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに適用し、速やかに公示する。

また、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市町村長に救助の委任を行う。この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町村長に通知する。なお、災害救助法を適用した場合は、内閣府に情報提供する。

災害救助の主な事務のあらまし

順序	内閣府	都道府県	市町村	備考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認(必要に応じて)助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告 以下、状況が判明次第随時情報提供	・速やかに被害状況を知事に情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・日本赤十字社等関係機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡(連携協力) ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・(必要に応じ)他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・(必要に応じ)他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる(県から委任を受けた救助等)	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	
(必要に応じ)特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	・(必要に応じ)知事に特別基準の要請	

救助完了についての情報 救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算 所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行なった救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

〔資料 編〕

災害救助法適用基準表「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 実施の方法
- 3 関係資機材の保有状況及び物資の調達計画
- 4 応急仮設住宅の建設予定地
- 5 救助に関して必要な業者等の把握
- 6 救助に関する報告等の情報伝達計画
- 7 その他必要な事項

第9節 避難対策の実施

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、生活環境部、こども未来部、保健福祉部、生産基盤課、森林土木・保全課、住宅課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課）、県警察、徳島海上保安部、自衛隊、放送事業者（日本放送協会徳島放送局、四国放送(株)、(株)エフエム徳島、(株)エフエムびざん）】

第1 方針

大規模な災害時においては、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市町村長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市町村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第2 内容

1 高齢者等避難の伝達、避難の指示等

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により高齢者等避難の伝達、避難の指示を行うものとする。

(1) 災害一般の避難の指示等

ア 市町村は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。

イ 市町村は、避難指示等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ウ 市町村は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。

エ 市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

オ 市町村長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、屋内での待避等の緊急安

全確保措置を指示するものとする。

これらについての措置を行った場合には、速やかに知事に報告するものとする。

この場合において市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

カ 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

キ 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。

ク 徳島地方気象台及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

事項 区分	実施責任者	措置	実施基準
高齢者等 避難	市町村長 (災害対策基本法 56)	要配慮者等へ 避難を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められたとき。
避難の指示	市町村長 (災害対策基本法 60)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法 60)		市町村が災害対策基本法 60 条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法 61) (警察官職務執行法 4)	立退き及び 立退き先の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
		警告及び 避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	海上保安官 (災害対策基本法 61)	立退き及び 立退き先の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	自衛官 (災害対策基本法 63) (自衛隊法 94)	警告及び 避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
知事及びその命を受けた職員 (水防法 29) (地すべり等防止法 25)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	

緊急安全 確保措置の 指示	市町村長 (災害対策基本法 60)	緊急安全確保措置 の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 (災害対策基本法 60)		市町村が災害対策基本法第 60 条の事務を行うことができないとき。
	警察官又は海上保安官 (災害対策基本法 61)		市町村長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。

(2) 洪水又は高潮についての避難指示

ア 市町村長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。また、状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。

イ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(3) 地すべりに関する避難指示

ア 市町村長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする（地すべりに関する場合は屋内退避による安全確保は行わない）。

イ 地すべりに関する著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、地すべり等防止法に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示することができる。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(4) 土砂災害警戒情報の活用

市町村長は、「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示の発令の判断基準として、市町村地域防災計画に位置づけるものとする。

(5) 避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

県と市町村及び放送事業者とは、市町村長が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。

放送事業者は、市町村長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送する。

また、県は、市町村等への周知に努めるとともに、県・放送事業者・市町村間の連絡を円滑に行うようにする。

2 警戒区域の設定

市町村長は、地震災害時、又は津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は、退去を命ずるものとする。

市町村長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要請があったとき

は、警察官又は海上保安官は市町村長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町村長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

3 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、市町村及び県警察が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、市町村等に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

4 避難場所の開設

(1) 市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、自主防災組織は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を担う。

(2) 市町村は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

5 避難所について

(1) 避難所の開設

市町村長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から速やかに開設するものとする。

(2) 避難所の追加開設

市町村は、災害発生状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

それでも収容人数が不足する場合は、当該市町村は、知事又は隣接市町村と協議して所要の措置を講ずるものとする。

(3) 避難所の安全性

市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(4) 避難所開設の通知等

市町村は、避難所開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものと

する。その際、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D を適切に県に報告するよう努める。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

6 避難所の運営

(1) 避難所の運営・管理

ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、市町村が適切に行い、運営に関する事項を定めるものとする。この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した N P O ・ ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努め、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

イ 市町村は、それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。

ウ 市町村は、T K B（トイレ・キッチン・ベッド）の整備をはじめ、避難所における生活環境を常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、暑さ・寒さ対策の必要性など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

エ 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

オ 市町村は、性別に関係なく使えるスペースの確保や男女共用のユニバーサルトイレの設置など、当事者の意見も参考に、性的マイノリティに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・D Vの発生を防止する

ため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

キ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

ク 市町村は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ケ 市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

コ 県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

(2) 要配慮者への配慮

避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣、社会福祉施設等への緊急入所、車椅子等の手配等の福祉的な支援を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

県及び市町村は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、乳幼児がいる家庭及び高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(3) 学校を避難所とする場合の配慮

市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 避難所等における生活環境の向上

ア 市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置、水循環型シャワーや衛星インターネット等の有効な新技術の活用に配慮するよう努めるものとする。

イ 県は、以下の民間事業者との協定などを活用し、避難所等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）における生活の質の向上を図る。

(5) 災害時快適トイレ計画の推進

県は、避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛

生管理等の方針をまとめた「災害時快適トイレ計画」を着実に推進するため、具体的なトイレ対策をまとめた「アクションプラン」に基づき、取組を推進するものとする。

市町村は、「災害時快適トイレ計画」及びアクションプランについて、市町村地域防災計画、避難所整備、避難所運営マニュアルの改善等に活用するものとする。また、発災後は「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努めるものとする。

(6) 避難所における感染症対策

ア 県及び市町村は、避難所における感染症対策のため平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

イ 市町村は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。

ウ 市町村は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。

エ 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(7) 避難所におけるペットの同行避難対策

ア 県は、「動物救援本部」を設置し、災害時のペット救援活動が円滑に行われるよう、関係機関との調整を実施する。

イ 市町村は、ペットが同行避難できる避難所の開設及びペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。

7 広域避難

(1) 広域避難の要請

県及び市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、広域避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

ア 市町村は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする。

イ 市町村は、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、県へ応援要請できる。

なお、県は市町村からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。

ウ 市町村は、県外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請できる。

また、災害の発生により県及び市町村がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

エ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(2) 被災者移送の要請

県は避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、移送すべき人並びに移送すべき場所及び期日を示して、避難者の移送を要請するものとする。

(3) 被災者移送の指示

都道府県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該移送を行うべきことを指示するものとする。

(4) 情報の提供

被災市町村は、広域一時滞りの受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(5) 1. 5次避難所の検討

要配慮者をホテルや旅館等の2次避難所への移動を支援するための一時的な避難所いわゆる1.5次避難所については、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、県が実施の検討を行うものとする。

8 避難の周知徹底

(1) 避難指示等の周知徹底等

避難の指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又は広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生の恐れがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

9 知事に対する報告

市町村長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、並びに緊急安全確保措置の指示及び警察官、海上保安官から避難のための立退きの指示又は、緊急安全確保措置の指示について通知を受けたときは、すみやかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難指示、緊急安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- (2) 避難指示等をした日時及び区域
- (3) 対象世帯及び人員

1 0 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

- (1) 対象者
 - 災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者
- (2) 期間
 - 災害発生の日から7日以内
- (3) 費用
 - ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
 - イ 避難所が冬期（10月1日～3月31日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算
 - ウ 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

1 1 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会	避難所等の建築物の清掃及び消毒
徳島ビルメンテナンス協同組合	避難所等の建築物の清掃及び消毒
一般社団法人日本塗装工業会徳島県支部	県有施設等の汚泥洗浄
公益社団法人隊友会徳島県隊友会	炊飯・給水活動及び避難所運営支援
西日本段ボール工業組合	段ボールベッド等の供給
徳島県旅館業生活衛生同業組合	要配慮者に対する宿泊施設での宿泊、入浴及び食事の提供
一般社団法人日本旅館協会徳島県支部	要配慮者に対する宿泊施設での宿泊、入浴及び食事の提供
アマゾンジャパン株式会社	アマゾン「ほしい物リスト」を活用した物資支援
徳島県キッチンカー協会	キッチンカーによる炊出支援
WOTA株式会社	生活用水資機材の提供
日野屋株式会社高松営業所 株式会社プレコ	仮設トイレの供給
徳島県建設労働組合 全徳島建設労働組合	避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧
一般社団法人四国八十八ヶ所霊場会	被災者等の受入支援

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 危険区域の現状と監視
- 2 警戒区域設定の実施責任者
- 3 避難指示の基準、伝達方法、伝達内容及び実施責任者
- 4 避難予定場所及び避難方法
- 5 避難所の設備及び開設、運営体制
- 6 避難状況等の報告
- 7 防災関係機関への連絡
- 8 その他必要な事項

第10節 避難所外避難者の支援対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、保健福祉部）】

第1 方針

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等及び情報の提供、避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

第2 内容

1 避難所外避難者の把握のための周知

県、市町村は、避難所外避難者に対し、市町村又は最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

2 避難所外避難者の状況調査

市町村は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、市町村が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市町村からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

避難所外避難者の状況は、発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

3 要配慮者に対する配慮

市町村は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

4 新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等に対する配慮

県は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生時には、県及び市町村の防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

5 支援の実施

(1) 市町村は、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送る住民に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

- (2) 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (4) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。
- (5) 県は、必要に応じて市町村に対し、物資等の提供による支援や高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）を在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 各地域との連絡体制
- 2 避難所外避難者への食料・物資の供給方法と協力依頼先
- 3 その他必要な事項

第11節 交通確保対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、高規格道路課、道路整備課）、県警察、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、自衛隊】

第1 方針

災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送等を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 （ 国 県 市町村 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) ）	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	県警察 （ 公安委員会 警察署長 警察官 ）	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。 （災害対策基本法第76条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 （道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項） 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。 （道路交通法第6条第4項）
措置命令	道路管理者 （ 国 県 市町村 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) ）	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命ぜられた自衛官 ・消防吏員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）

（注）道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

2 実施要領

（1）道路管理者

災害により道路、橋梁等の道路施設に危険が予想されるときは、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。また、降雨予測等から交通規制範囲を広域的に想定して、できるだけ

早く規制予告を発表するものとする。その際、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 県警察

ア 公安委員会

(ア) 災害の発生が広域にわたる場合又は幹線道路の破損、決壊等のため道路における危険若しくは交通上の障害が広域に及ぶ場合は、災害の規模、迂回路の関係等を総合的に判断して交通規制を実施するものとする。

(イ) 被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送の円滑を確保するため必要があるときは、緊急の度合いに応じて車両別又は車種別等の交通規制を実施するものとする。

(ウ) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、区域又は区間を設定して、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行うものとする。

(エ) 他県からの一般車両の流入については、各県警察本部等と緊密な連携を図り、流入禁止等の交通規制を実施するものとする。

イ 警察署長

被災地を直轄する警察署長又は被災地周辺地域を直轄する警察署長は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があるときは、当該道路について必要な交通規制を実施するものとする。

ウ 警察官

(ア) 出水、道路の損壊、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時歩行者又は車両等の通行の禁止又は制限を行うものとする。

(イ) 通行の禁止、制限の区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両等の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあるときは、その管理者等に必要な措置を命ずるものとする。措置をとることを命ぜられた者又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自らがその措置を行うものとする。

この場合、やむを得ない限度において、車両・その他の物件を破損することができるものとする。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両等または消防用緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要な同上の措置をとることができる。

エ その他

(ア) 民間企業等との協定に基づき、必要に応じて交通誘導及び通行妨害車両等の排除業務を実施を要請する。

(イ) 交通機能の確保

交通規制点、主要交差点等において混乱が予想される場合は、重点的に警察官を配置するとともに、信号機に異常のある交差点では必要により手信号等による交通整理を実施し、交通機能の確保に努める。

3 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、当該情報が入手しやすいよう、報道機関（道路交通情報センターを含む）等多様な広報媒体を通じて交通規制の日時、迂回経路等の周知徹底を図るものとする。

4 緊急通行車両等の確認

県公安委員会が、法第76条に基づき、緊急輸送等を行う車両以外の通行を禁止し又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、法施行令第33条の規定により緊急通行車両等の確認を行う。

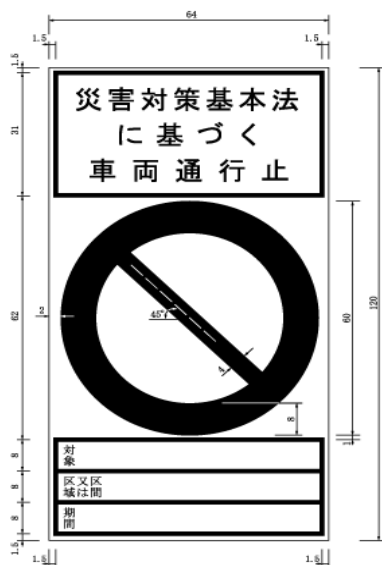
この場合、緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、県(危機管理部)又は県公安委員会(警察本部、警察署又は交通検問所)に必要書類を提出し、確認(標章及び証明書の交付)を受けるものとする。

ただし、県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両において、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

同法の規定に基づく標示、標章や証明書の様式は、次のとおりである。

① 別記様式第2 (第5条関係)

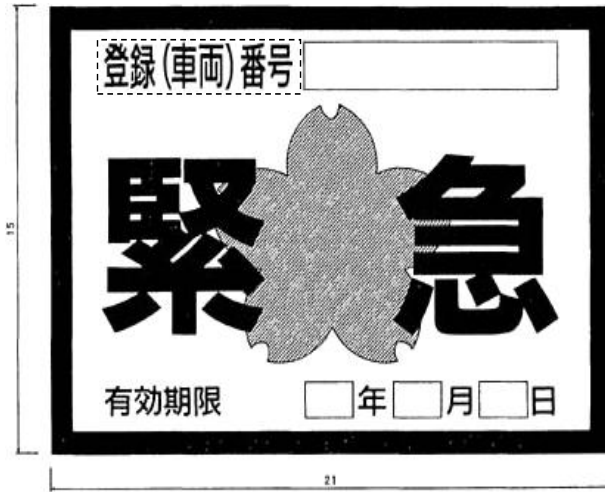
別記様式第2 (第5条関係)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

② 別記様式第4 (第6条の2関係)

別記様式第4(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

③

別記様式第5 (第6条の2関係)

※一部様式変更有り (活動地域及び有効期限欄を追加)

別記様式第5 (第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

5 道路啓開

- (1) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
- (2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (3) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

6 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。
- (2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。
- (3) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の公示の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

7 運転者のとるべき措置の徹底

県及び市町村は、大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 走行中の場合は、次によること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

8 交通マネジメント

- (1) 「徳島地区渋滞対策協議会（以下、「協議会」という。）」は、災害時における渋滞緩和や交

通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う。

- (2) 県は、市町村からの要請、又は自らが必要と認めた場合には、四国地方整備局徳島河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。
- (3) 協議会において、協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、協議会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 協議会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

9 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
四国管区警察局 香川県警察本部 愛媛県警察本部 高知県警察本部	広域交通管制の実施
一般社団法人徳島県警備業協会	交通誘導の実施
一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部 一般社団法人日本石材産業協会	道路等の県管理施設に残置される墓石や石碑等の撤去・移設
西日本高速道路株式会社四国支社 本州四国連絡高速道路株式会社	通行止め区間等における要請車両の通行 活動拠点、資機材等の提供
一般社団法人徳島県建設業協会 一般社団法人徳島県設備業協会	道路啓開資機材の提供、技術者の派遣
四国地方整備局 一般社団法人徳島県建設業協会	道路啓開の実施
一般社団法人日本建設機械レンタル協会四国支部	道路啓開資機材の提供
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部	橋梁の被害調査、式座及び技術者の提供
一般社団法人日本橋梁建設協会	橋梁の被害調査、資機材の調達
徳島県技術士会	被害状況調査、技術的助言
一般社団法人徳島県測量設計業協会	施設等の被害状況の調査
四国地質調査業協会徳島県支部	施設等の被害状況の調査、地質調査
徳島県クレーン協同組合	クレーン等の派遣
特定非営利活動法人全日本レッカー協会	道路啓開等に係る車両の移動等
一般社団法人徳島県産業資源循環協会	再生砕石やその運搬に必要な人員及び車両の供給

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村管理の道路等の被災状況の把握
- 2 市町村管理の道路等の復旧
- 3 その他必要な事項

第12節 緊急輸送対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、観光企画課、観光誘客課、交通政策課、医療政策課、薬務課、経済産業政策課、水産振興課、漁業管理調整課、港湾政策課）、県警察、四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所、四国運輸局徳島運輸支局、徳島空港事務所、徳島海上保安部、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、四国福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、四国西濃運輸(株)、(一社)徳島県トラック協会、阿佐海岸鉄道(株)、自衛隊、徳島県水難救済会】

第1 方針

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速確実に行うための輸送の方法等は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機（器）材等の輸送は、それぞれの機関において行うものとする。

2 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは、次のとおりである。

- (1) 医療、助産その他救護のため輸送を必要とする者
- (2) 医薬品、医療用資機材
- (3) 食料、飲料水等の救護物資
- (4) 応急復旧資機材
- (5) 災害対策要員
- (6) 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- (7) その他必要と認められるもの

3 輸送力の確保

災害応急対策を実施する機関は、自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。

ただし、市町村又はその他の実施機関は、その車両等で不足する場合は、県に応援を要請するものとする。この場合において県は、その必要があると認めるときは、適宜次の方法により所要の措置を講ずる。

(1) 乗用車、バス及び貨物自動車

バス事業者、タクシー事業者及び貨物運送事業者等の民間事業者と連携し、そのノウハウや能力等を活用するため、あらかじめ災害時連携協定を締結すること等により協力体制を構築し、必要に応じ協力を求めるものとする。また、必要に応じ自衛隊に輸送支援を要請するものとする。

(2) 特殊自動車

運送事業者所有のものについては、四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）を通じ、建設事

業者所有のものについては、県土整備部を通じて事業者の協力を求める。

(3) 船舶

四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）、漁業協同組合及び関係機関等を通じ、船舶運航事業者の協力を求める。また、必要に応じ自衛隊又は徳島海上保安部、四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所に対し、船舶による輸送支援を要請するものとする。

(4) 鉄道

人員、物資及び機材等の輸送について必要あるときは、四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社に協力を要請する。

(5) 航空機

災害応急対策の実施について緊急を要するときは、県消防防災ヘリコプターを活用しながら、必要に応じ、自衛隊、他府県又は徳島海上保安部に対して航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣を要請するものとするとともに、無人航空機の活用も検討するものとする。

県は、航空機を有効に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（以下、「部隊運用班」という）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

部隊運用班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて国土交通省に対して、緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(6) 応援要請の手続

災害応急対策実施機関又は関係各業者に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

(7) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

県及び市町村は、状況に応じて人員等の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、輸送等を行う体制を速やかに整え、その周知徹底を図るものとする。

4 陸上輸送

四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）は、関係各機関と連絡を密にして陸上輸送の万全を図るものとする。

5 鉄道輸送

四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社は、鉄道輸送についての計画を樹立し、要請があった場合、迅速かつ的確な輸送に努めるものとする。

6 海上輸送

四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）は、関係機関と連絡を密にして海上輸送の確保に努めるものとする。必要に応じ、日本内航海運組合総連合会及び徳島県水難救済会に対して、船舶による輸送等の業務に関し協力を要請する。

県は、連携協定を締結したNPO法人の船舶を活用した救援物資等の海上輸送の要請を行う。

7 航空輸送

陸上交通が途絶し、輸送の必要に迫られたときは、その輸送の実施機関は、県にその旨を連絡するものとする。

県は自衛隊並びに徳島空港事務所を通じ航空機による輸送の要請を行う。

8 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
一般社団法人徳島県トラック協会 ヤマト運輸株式会社 佐川急便株式会社 セイノーホールディングス株式会社	物資の輸送支援
関西広域連合 朝日航洋株式会社 中日本航空株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園	ヘリコプターを使用した物資や人員の輸送
特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	航空機、災害医療支援船による物資等の輸送
徳島県水難救済会 日本内航海運組合総連合会 南海フェリー株式会社 オーシャントランス株式会社	船舶による生活必需品等の輸送等

[資料編]

輸送確保に関する責任者及び連絡方法

県有自動車数

舟艇数

徳島県の広域物資輸送拠点一覧表

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村が地域内外で緊急輸送を行う場合の措置
- 2 市町村が県を通じ他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置
- 3 その他必要な事項

第13節 消防防災ヘリコプター等の運航

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）】

第1 方針

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプター等を有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとするが、この場合における消防防災ヘリコプター等の活動の実施は、本計画の定めによるものとする。

第2 内容

1 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

県は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策活動の必要がある場合は、消防防災ヘリコプターを出動させる。

市町村は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- (2) 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- (3) 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- (4) 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、大規模火災等の消火）
- (5) その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

3 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによる。

なお、消防防災ヘリコプターの運航基地として、徳島空港内に徳島県消防防災航空隊事務所を置く。

4 飛行場外離着陸場の確保

市町村及び県は、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

5 資機材の整備

県は、消防防災ヘリコプターが有効に活動できるよう、関連資機材の整備に努める。

6 応援協力体制

(1) 応援体制

県は、災害の規模が大きく、災害応急対策のため消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合は、他県へ応援要請を行う。

また、関西広域連合と構成府県は、民間事業者と民間事業者が所有するヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等に関する協定を締結している。

(2) 協力体制

本県の消防防災ヘリコプターが、点検整備等で運航できない場合において、災害の発生等により緊急運航が必要な場合は、近隣県のヘリコプターの応援を求める。

なお、この場合において近隣県と連絡を密にし、災害応急対策活動等に支障をきたすことがないよう協力体制を整える。

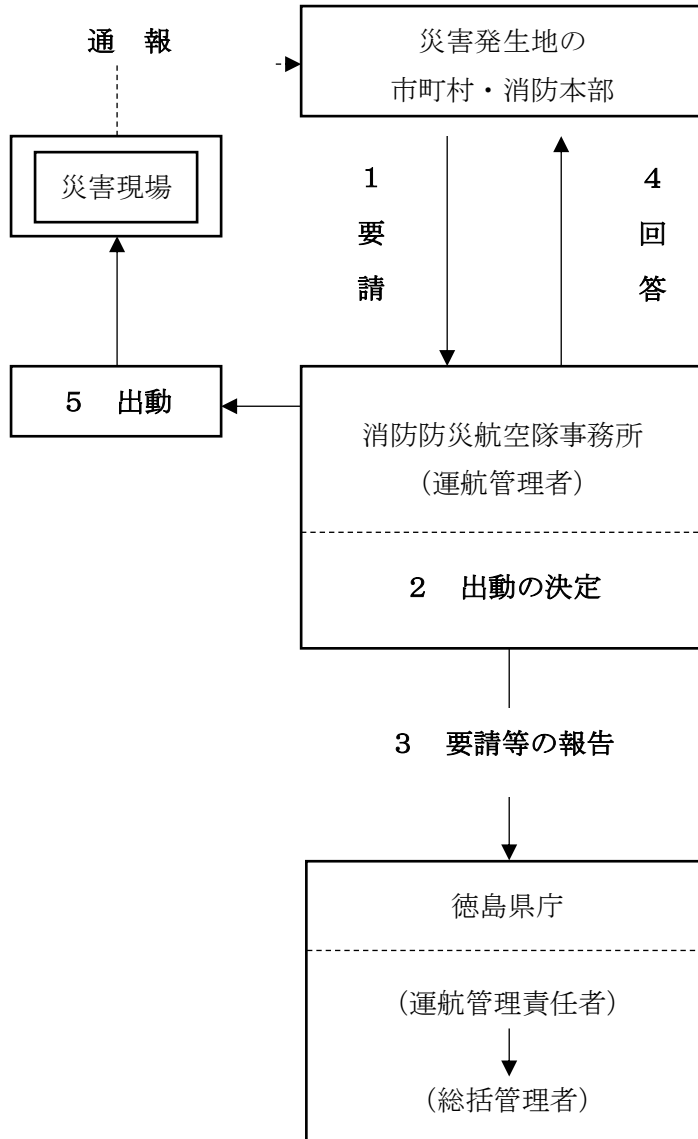
7 緊急消防援助隊航空部隊の出動要請

県は、必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県からの緊急消防援助隊航空部隊の出動を要請することができる。

8 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
香川県、愛媛県、高知県、和歌山県	消防防災ヘリコプター運航不能期間や出動不可能な場合における相互応援
関西広域連合 朝日航洋株式会社 中日本航空株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園	ヘリコプターを使用した物資や人員の輸送

9 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1 勤務時間内の連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所

電話 088-683-4119

FAX 088-683-4121

2 勤務時間外における連絡先

(17:15~8:30)

徳島県庁衛視室

電話 088-621-2057

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 県の消防防災ヘリコプター等の応援要請手続
- 2 その他必要な事項

第14節 消火活動等の実施

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、薬務課）】

第1款 消火活動

第1 方針

消火活動の基本方針は次のとおりとする。

- 1 県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- 2 地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- 3 消防機関は、防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。
- 4 県は、市町村の消火活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

また、市町村から県に消火活動のための消防防災ヘリコプター等の応援要請があったときは速やかに対応する。

なお、市町村は、この方針に基づき大震火災防御計画を市町村計画に定めておくものとする。

第2 内容

1 消防機関の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、災害発生後、火災の通報を待つのみならず職員を望楼、ビル等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、防災関係機関との密接な連携のもとに管内の消火活動に関する次の情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織等の活動状況
- ウ 道路の通行状況
- エ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 火災防御方針

災害時の消防活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に対応した防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行う。

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる。
- オ 高層建築物、特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を

鎮圧した後に部隊を集中して防衛にあたる。

カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防衛を優先とする。

キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

2 応援要請

(1) 市町村

ア 被災市町村は、自らの消防力では災害への対応が困難な場合には、広域的な市町村間の消防相互応援協定に基づき他の市町村に応援を要請するものとする。

イ 市町村長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し応援を求めることとする。

(2) 県

ア 知事は、災害が広域におよび、市町村において被害状況の把握が困難であると認めたときは、消防防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じ、自衛隊に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請して被害状況を把握し、その結果を関係市町村に連絡する。

イ 知事は、災害が広域におよび緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防衛の措置に関し必要な指示をする。

ウ 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

3 事業所等の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出又は漏洩等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 県民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は、直ちに火気の遮断をするとともに、都市ガスはメーターコック、LPガスはボンベのバルブをそれぞれ閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

5 惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
徳島県生コンクリート工業組合	コンクリートミキサーを使用した消防用水等の供給

第2款 水防活動

【主な実施機関：市町村、県（河川政策課）】

第1 方針

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、徳島県水防計画及び水防管理団体の水防計画により実施するものとする。

第2 内容

1 実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体にあり、県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、指導と水防能力の確保に努める責任を有するものである。

2 水防体制

(1) 県の水防体制

県の水防体制は、次のとおりとする。

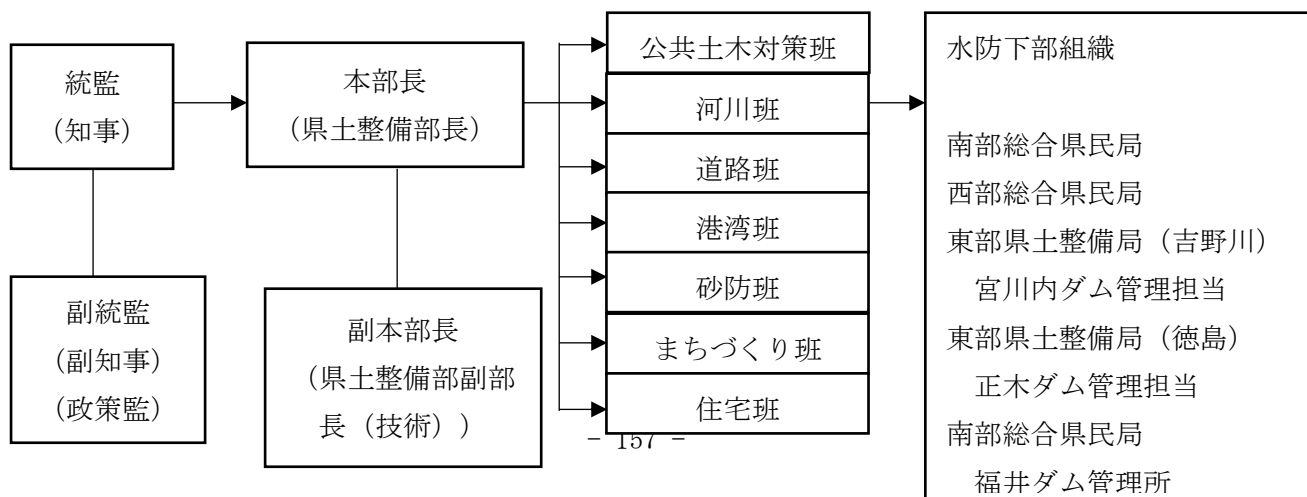
ア 徳島県水防本部

(ア) 設置

知事は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による危険があると認めたときは、徳島県水防計画の定めるところにより徳島県水防本部を設置する。

(イ) 組織

(班長＝関係各課長)



統監不在のときは、副統監が、本部長不在のときは副本部長がそれぞれ代行する。

イ 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切換を確実に迅速に行うとともに、勤務員を適当に交代休養させ長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

水防非常配備の種類

(ア) 第一非常体制

- a 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想される時又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。
- b 徳島県に津波注意報が発表されたとき。
- c 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

（必要最小限の人員）

(イ) 第二非常体制

- a 暴風、大雨、洪水警報、高潮警報等が発表されたとき。
- b 台風が本県を通過することが確実とされたとき。
- c 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。
- d 徳島県に津波警報が発表されたとき。
- e 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。
- f 大雨特別警報が発表されたとき。
- g 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- h 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

（必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員）

(ウ) 第三非常体制

事態が切迫し、危険性が大で第二非常体制では処理しかねると認められたとき。

（地域防災計画及び災害対策本部条例及び災害対策本部運営規定等に基づく人員）

各総合県民局及び東部県土整備局は本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて本部との協議の上、非常配備を行うものとする。

事態が長引くときは、所属長において適宜交代させることができる。

3 県及び水防管理団体の活動

県及び水防管理団体は、県の地域に大規模な地震が発生し、津波又は浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。

(1) 県

- ア 水防計画に基づく配備動員体制
- イ 水防管理団体が行う水防活動に資する情報の連絡調整及び技術的な援助

(2) 水防管理団体

- ア 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- イ 水防に必要な水防団員の招集と資器材の点検整備
- ウ 水防管理団体相互の協力及び応援

4 緊急時の措置

(1) 津波対策

遠地震において、津波警報等が発表されたときは、河川、海岸の管理者又は水防管理者は、自らの避難時間を確保できる範囲及び水防活動に従事する者の避難時間を確保したうえで、管理施設の門扉（防潮扉、水門、樋門等）の操作を行うものとする。

(2) 浸水対策

河川、海岸等の管理者及び水防管理者は、震度4以上の地震を感じたときは、その管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、当該施設の管理者は直ちに応急措置を講ずるとともに、関係機関（水防本部、県警察、報道機関等）に連絡をとり、付近住民の安全を図るものとする。

5 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3款 海上災害防止活動

【実施機関：徳島海上保安部】

第1 方針

徳島海上保安部は、他の防災関係機関との緊密な連携により、迅速かつ的確な防災活動を行い、次の措置を講ずるものとする。

- 1 海上漂流者、事故船舶（漂流・流出、転覆、座礁等）に係る遭難者の捜索、救助活動
- 2 海上流出油、有害・危険物による火災の消火及び流出拡散の防除活動
- 3 漂流・流出船舶の曳航等の救助活動
- 4 沿岸、港湾地域等の航路上の障害物に係る情報の周知及び注意の喚起
- 5 沿岸、港湾地域を中心とした測量、水深調査等の航路の確保
- 6 灯台等の航路標識の復旧
- 7 海上における治安維持のための警戒等警備活動

第2 内容

1 対策

(1) 船舶交通の安全確保対策等

ア 津波情報を迅速に収集し、かつその周知を図る。さらに津波により在港船舶が遭難するおそれがある場合、又は船舶交通の安全を確保するため必要がある場合には、在港船舶に対する避難指示等必要な措置を講ずる。

イ 航路標識の損壊、流失、移動等が生じた場合は、航行警報等により船舶及び関係機関に周知徹底をするとともに、応急の措置を講ずる。

ウ 海上に流出した船舶・瓦礫・コンテナ等の航路障害物について、当該所有者等に対し除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は航行警報等により船舶及び関係機関に周知徹底する。

エ さらに、港内にあっては、入出港自粛勧告・航行制限等の措置を講じることがある。

(2) 救難対策

ア 船舶の海難、人身事故等が発生した場合は、市町村及び県警察と連携して直ちに海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村及び県警察が緊密な連携のもとに救護機関に収容する。

イ 避難の指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行うなど避難活動を援助する。

ウ 船舶火災又は海上火災が発生した場合は、速やかに巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を行う。

(3) 排出油等対策

ア 的確な状況把握を行い、災害発生船舶又は施設に対する応急措置の指導、指示を行う。

イ 排出油等防除協議会等関係機関（団体）との密接な連携のもと、排出油等の拡散防止等必要な応急措置を講ずる。

ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇等による現場付近海域の警戒を行うとともに、船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講ずる。

(4) 治安対策

海上における人命、財産の保護並びに公共の安全及び秩序を図るため、災害海域を巡視警戒し治安の維持に努める。

2 その他

海上における災害警備救難については、本計画に定めるほか海上保安庁非常配備規則及び警戒配備規則の定めるところによるものとする。

第4款 犯罪の予防・取締り

【実施機関：県警察】

第1 方針

県警察は、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と社会の秩序を維持するため、関係機関との密接な連携のもとにおおむね次の事項を重点として対策を講ずるものとする。

第2 内容

1 社会秩序の維持

犯罪の抑制等、住民の安全安心を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化
- (2) 避難所等の定期的な巡回
- (3) 被災地等において発生することが予想される犯罪の予防・取締り
- (4) 災害に便乗した犯罪の取締り

2 被災者等への情報伝達活動

- (1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施
- (2) 相談活動の実施
- (3) 多様な手段による情報伝達

3 保安対策

社会の安全維持、危害防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 銃砲刀剣類の保安措置
- (2) 危険物貯蔵施設等に対する警戒

4 関係機関との相互連携

県警察は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第5款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

【主な実施機関：市町村、県（環境管理課、都市計画課、住宅課）】

第1 方針

地震により建築物及び宅地が被害を受けた場合、余震等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

第2 内容

1 二次災害の防止活動

- (1) 県は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等を行い、緊急時に対応できる体制を整備する。
- (2) 市町村は、地震により建築物及び宅地が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等、必要な措置を講ずる。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。
- (3) 県民は自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。
- (4) 県、市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

2 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
徳島県瓦工事・販売組合	被災建築物の簡易調査、応急処置

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 危険度判定実施本部の設置
- 2 危険度判定活動の実施
- 3 県への判定支援要請（必要に応じて）
- 4 判定資機材の準備
- 5 その他必要な事項

第15節 救出・救助対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）、県警察、徳島海上保安部】

第1 方針

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 被災者の救助及び捜索等は、市町村の消防機関が県警察とともに実施するものとする。
- (2) 海上における遭難者の救助等（行方不明者の捜索を含む）は、市町村長からの要請によるものも含め徳島海上保安部が行うものとする。

2 救助の方法

- (1) 市町村等は、救出・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする。
- (2) 救出・救助活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行するものとする。
- (3) 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。
- (4) 特に被害が甚大なとき及び市町村から県に救助応援要請又は自衛隊派遣要請のあったときは速やかに措置する。
- (5) 県は、協定を締結した民間企業等と連携し、必要があると認める場合は、災害救助犬の出動要請を行う。

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

- ア 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

4 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 安否不明者等の氏名等の公表

- (1) 行方不明者となる疑いのある者や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者及び死者等（以下、「安否不明者等」という）については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を策定し、迅速な捜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して、県災害対策本部が原則公表するものとする。
- (2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携のうえ、一連の手続きを整理したマニュアルを活用して安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努めるものとする。なお、県は、関係市町村に公表する内容を事前に連絡するものとする。
- (4) 県は、民間企業と連携し、県民等からの安否情報を受け付ける電話窓口を開設するものとする。

6 位置情報の活用

県及び市町村は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、携帯電話事業者に対し、位置情報提供要請を行い、積極的な活用に努めるものとする。

7 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
日本レスキュー協会	災害救助犬の派遣
特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	災害救助犬の派遣
株式会社テレコメディア	安否情報に関する電話窓口の開設

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 実施責任
- 2 必要な資機材の保有・調達
- 3 自主防災組織等の活動
- 4 その他必要な事項

第16節 医療救護活動

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、病院局）、独立行政法人国立病院機構中国四国グループ、日本赤十字社徳島県支部、（一社）徳島県医師会、（一社）徳島県歯科医師会、（公社）徳島県看護協会、（一社）徳島県助産師会、（一社）徳島県薬剤師会】

第1 方針

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護活動の対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災者に対する医療救護活動は、市町村長が行う。

なお、市町村限りで実施困難なときは隣接市町村、県その他の医療機関の応援により行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 医療救護体制

(1) 初期医療救護体制

ア 市町村医療救護所

市町村が、地域性、建物の耐震性、収容能力及び機能性を考慮の上、設置するとともに、住民に周知を図る。

イ 医療従事者の確保

市町村は、あらかじめ地元医師会と災害・事故等時の医療救護に関する協定等を締結するよう努めるものとする。

原則として、市町村は、その協定等に基づく医療機関により医療救護班を編成・実施する。

被災地の市町村は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

(ア) 必要人員

(イ) 期間

(ウ) 派遣場所

(エ) その他必要事項

なお、初期災害医療救護においては、自律的な活動を行うことが必要であり、県及び日本赤十字社徳島県支部は、状況により自らの判断で医療従事者を市町村医療救護所に派遣できるものとする。

派遣する医療従事者については、医師1名、看護師2名及び連絡員（運転用務を含む）1名を基本とし、状況に応じて班員構成の調整を行う。

派遣された医療従事者は、予め定められた召集連絡方法、出動体制により、医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び通信機器等を携行する。

ウ 業務

市町村医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (イ) 後方医療救護機関へ傷病者の転送の可否及び転送順位の決定
- (ウ) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産
- (カ) 記録及び災害対策本部への状況報告

エ 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

- (ア) 医療及び助産の対象
 - a 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。
 - b 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者。
- (イ) 医療及び助産の範囲
 - a 診察
 - b 薬剤又は治療材料の支給
 - c 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
 - d 病院又は診療所等への収容
 - e 分べんの介助
 - f 分べん前及び分べん後の処置
 - g 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 医療及び助産の期間
 - a 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
 - b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

(2) 後方医療救護体制

被災地内の災害医療活動を調整するため、県は災害拠点病院に現地災害医療コーディネーター、徳島大学病院に設置する徳島県周産期災害対策ネットワーク本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。

市町村医療救護所で対応できない中等症・重症患者は、救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容する。

2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

なお、各救急医療圏の災害拠点病院については、他の圏域からの患者の収容に、可能な限り努めるものとし、災害医療支援病院は災害拠点病院の支援を行うとともに、軽傷、中等症患者の収容に可能な限り努めるものとする。

(3) 広域的医療救護活動の調整

県全体の災害時医療活動を調整するため、県は災害対策本部に総括災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを置き、被災地内における医師や医薬品等の不足に対応し、医療救護活動を円滑に実施するための調整を行う。

また、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）、徳島ローカルDMAT、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害支援ナース及び医療救護班等の派遣並びに傷病者の受入について災害拠点病院、徳島DMAT指定医療機関、徳島ローカルDMAT指定医療機関、徳島県医師会、日本赤十字社徳島県支部、徳島県薬剤師会、徳島県歯科医師会、他府県、国等に対し要請を行うなど、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段等の確保について、支援・調整に努める。

(4) 災害時情報共有システムの整備

災害時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、県は発災直後に被災地域内の医療機関等から、必要な情報収集を行うため、災害時情報共有システム等の整備、運用を行う。

(5) 関西広域連合による広域医療体制の整備

関西広域連合広域医療局は、災害時の管内ドクターヘリの運航調整や災害時における医療支援活動の調整等を行う。

また、災害時において、関西広域応援・受援実施要綱に基づき、初動期の医療支援活動を迅速かつ円滑に実施する。

(6) 非常用通信手段の確保

県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

3 傷病者の搬送

(1) 傷病者の医療機関への搬送は、原則として市町村が実施するものとする。

(2) 市町村医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、市町村で対応できない場合は、県及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

(3) 道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、必要に応じヘリコプターによる空中輸送を県の消防防災ヘリコプター、関西広域連合が事業主のドクターヘリ及び県が連携協定を締結したNPO法人のヘリコプター等を活用し行う。

(4) 県は、必要に応じて、広域搬送拠点内もしくはその近傍に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置するとともに、SCU内にSCU調整本部を設置する。

4 船舶の活用

県は、連携協定を締結したNPO法人の災害医療支援船を活用し、海路からの医療救護活動を要請する。

また、必要に応じ政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動及び傷病者の搬送を要請する。

5 医薬品、医療資機材の調達等

(1) 市町村長は、医薬品等の調達を行うものとする。

(2) 知事は、備蓄している医薬品等を優先的に使用するものとし、当該医薬品等が不足したとき

は、すみやかに業者から調達又は斡旋を行うものとする。なお、医薬品等については、徳島県医薬品卸業協会との間で締結した「災害時に必要な医薬品等の確保等に関する協定書」に基づき供給を要請する。

輸血用血液については、徳島県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受ける。

- (3) 災害時の医療品等調達及び集積については、徳島県戦略的災害医療プロジェクト基本戦略 参考資料「医療圏域における各フェーズの災害医療体制」に基づき対応する。
- (4) 県は、被災地で調剤設備が不足する場合において一般社団法人徳島県薬剤師会と連携し、モバイルファーマシーを派遣する等、被災地における医薬品供給体制の確保に努めるものとする。

6 難病等に係る対策

県は、市町村、医療機関等と密接な連携を図り、難病患者等に必要な医療の確保を行うために、医療機関の状況把握と治療継続の中断ができない医療機器や常用医薬品の取扱業者等との情報共有に努める。

また、難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院に協力を求めるなどして、必要な医療を提供できる医療機関の把握と確保に努める。

7 人工透析患者に係る対策

県は、徳島県透析医会と連携するとともに、災害時情報共有システムを活用し、透析医療機関の被災情報、透析継続の可否、患者情報、患者の受入可能人数などの情報収集に努める。

また、その情報をもとに、透析医療機関や透析患者への対応を透析分野の災害医療コーディネーターとともに検討し、必要に応じ、関係機関への水や燃料の供給要請、搬送調整等を行う。

8 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
徳島県病院事業管理者 徳島大学病院 徳島市民病院 医療法人倚山会田岡病院 徳島県鳴門病院 国立病院機構とくしま医療センター 吉野川医療センター 日本赤十字社徳島県支部 阿南医療センター 海南病院 社会医療法人芳越会ホウエツ病院 つるぎ町立半田病院 市立三野病院	災害派遣医療チームの派遣
徳島県病院事業管理者	徳島ローカルDMATの派遣

徳島大学病院 徳島市民病院 医療法人倚山会田岡病院 医療法人清和会協立病院 社会医療法人川島会川島病院 徳島県鳴門病院 医療法人きたじま倚山会きたじま田岡病院 吉野川医療センター とくしま医療センター西病院 日本赤十字社徳島県支部 阿南医療センター 美波病院 海南病院 社会医療法人芳越会ホウエツ病院 つるぎ町立半田病院	
特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	医療従事者、航空機、災害医療支援船等の派遣 医療救護活動の実施
特定非営利活動法人アムダ	医療救護活動の実施
特定非営利活動法人国境なき医師団日本	医療救護活動の実施
一般社団法人徳島県医師会 徳島県病院事業管理者 徳島大学病院 徳島市民病院 医療法人倚山会田岡病院 日本赤十字社徳島県支部 徳島県鳴門病院 とくしま医療センター東病院 吉野川医療センター とくしま医療センター西病院 阿波病院 社会医療法人芳越会ホウエツ病院 つるぎ町立半田病院 市立三野病院 阿南医療センター 那賀町立上那賀病院 海南病院 美波病院	医療従事者の派遣、医療救護活動の実施
徳島県精神病院協会 徳島大学病院	災害派遣精神医療チームの派遣

社会医療法人あいざと会	
徳島県病院事業管理者 徳島大学病院 社会医療法人養生園T A O K Aこころの医療センター	災害派遣精神医療チーム先遣隊の派遣
一般社団法人徳島県助産師会	医療助産の実施
日本赤十字社徳島県支部	医療及び助産の応急救助
一般社団法人徳島県薬剤師会	薬剤師の派遣、調剤、服薬指導、医薬品の管理、医薬品等の提供
徳島県医薬品卸業協会	医薬品等の供給
一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科医療救護活動の実施
公益財団法人徳島県柔道整復師会 徳島県接骨師会	柔道整復業務の実施
公益財団法人徳島県看護協会	看護師の派遣、医療救護活動の実施
徳島県立中央病院 徳島大学病院 徳島市民病院 徳島県鳴門病院 医療法人よつ葉会すがい眼科 医療法人きたじま倚山会きたじま田岡病院 吉野川医療センター 阿波病院 阿南医療センター 医療法人松風会江藤病院 徳島県立海部病院 つるぎ町立半田病院 市立三野病院 徳島県立三好病院	災害支援ナースの派遣
一般社団法人徳島県作業療法士会 公益社団法人徳島県理学療法士会	災害医療支援活動の実施
一般社団法人日本産業・医療ガス協会	医療ガス・ガス供給機器の供給
徳島県医療機器協会	医療機器等の供給
全民救患者搬送協会徳島支局	患者搬送車の派遣、患者搬送の実施

〔資料編〕

病院及び病床数一覧表

救急病院等一覧表

市町村別救急車、患者輸送車、保有状況

難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院

特定疾患に係る医療機関一覧表
県備蓄医薬品等供給体制図
県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧
保管場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量
災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 救護班の編成
- 3 救護所の位置
- 4 その他必要な事項

第17節 保健衛生・医療・福祉活動の総合調整の実施

【主な実施機関：市町村、県（保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、長寿いきがい課、障がい福祉課）】

第1 方針

被災地域において、保健衛生・医療福祉活動を円滑に行うための対策について定める。

第2 内容

1 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）の配置

県は、被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉及び薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを配置する。

2 保健衛生・医療・福祉活動に係る総合調整を行うための部署の設置

- (1) 県は、災害対策本部（保健福祉部）に、災害対策に係る保健衛生・医療・福祉活動の総合調整を行うための部署（以下「保健医療福祉調整班」という。）を設置し、当該保健医療福祉調整班に、4分野の総括コーディネーター及び総括サブコーディネーターを配置する。
- (2) 保健医療福祉調整班は、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）、徳島ローカルDMAT、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、公衆衛生医師、保健師及び管理栄養士、薬剤師等の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等を行う。

3 保健医療福祉活動の総合調整

各災害時コーディネーターは、保健医療福祉調整班及び市町村等関係機関と連携を図り、刻々と変化する被災者、避難所、医療救護所等の状況を把握するとともに、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置・運営の総合調整
- (3) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 被災状況の把握
- 2 情報提供方法
- 3 その他必要な事項

第18節 飲料水・食料及び物資等の供給

第1款 応急給水

【主な実施機関：市町村、県（水環境整備課）】

第1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する飲料水の直接の供給は、市町村長が行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 応急給水

(1) 確保水量

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

市町村による被災者に対する応急給水は、概ね当初、備蓄分と合わせ最低1人1日3リットルの飲料水を確保、供給し、発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ、発災後4週を目途に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- ア 第1段階（災害発生～3日目） 生命維持のため最小限必要量3リットル／人・日
- イ 第2段階（4日目～） 飲料水・炊事用水・トイレ用水
- ウ 第3段階（～4週間） 飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

(2) 応急給水体制

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。

(3) 給水方法

応急給水は、次の方法により実施する。

ア 運搬給水

主に給水車、給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

イ 拠点給水

避難所や、浄水場、配水池、消火栓、耐震性貯水槽等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(4) 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

3 県の支援等

県は、応急給水の実施状況について、市町村と連絡をとり、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設への応急給水が実施できるよう支援、調整を行う。

また、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災市町村で対応できない場合は、他の市町村及び関係機関等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

〔資料 編〕

県下上水道防災関係物資等の備蓄状況

給水容器の備蓄状況

4 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
徳島県管工事業組合連合会 協同組合徳島県設備協会	応急給水及び水道施設の応急復旧
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道施設の応急復旧のための点検調査、修繕

第2款 物資等の調達・供給

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、経済産業政策課、企業支援課、農林水産政策課、みどり戦略推進課、経営推進課、水産振興課）、農林水産省農産局、徳島県石油商業組合、（一社）徳島県エルピーガス協会】

第1 方針

災害時における物資等の調達については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 物資調達・供給

- (1) 南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。
- (2) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様に把握し、必要に応じ市町村間の斡旋調整を実施する。
- (4) 県は、(1)、(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ国に対して調達供給の要請を行う。

2 応急食料・副食調味料の調達・供給

- (1) 南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。
- (2) 市町村は、当該市町村において応急食料の調達が困難なときは、県にその斡旋を要請するものとする。

県は、市町村からの要請があったときは、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給斡旋を行う。また、災害救助法が適用され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省に対し、政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。
- (3) 市町村は、当該市町村において副食調味料の調達が困難なときは、県にその斡旋を依頼するものとする。県は、市町村から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

3 炊き出し

- (1) 市町村は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティアと連携し炊き出しを行うものとする。
- (2) 市町村は、多大な被害を受け、当該市町村において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県に炊き出しについて協力を要請するものとする。
- (3) 県は、市町村から要請を受けたときは、次の措置を講じるものとする。
 - ア 日赤奉仕団への要請
 - イ 自衛隊への応援要請
 - ウ 集団給食施設への炊飯委託

4 燃料の調達・供給

- (1) 重要な施設等への燃料供給

大規模な災害の発生等によりガソリン等燃料が不足した場合、県は、徳島県石油商業組合等と締結したガソリン等燃料の供給に関する協定に基づき、県民の安全を確保するために特に重要な施設等に対する燃料の供給及び供給のあっせんについて調整を行う。

 - ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
 - イ 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な車両等
 - ウ 県又は市町村の庁舎、災害拠点病院等災害応急対策上特に重要な施設
 - エ 県内に設置された避難所
- (2) 中核SSでの燃料供給

自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した中核SSにおいては、大規模な災害が発生した場合、緊急通行車両に対する燃料の優先供給が行われる。県は、資源エネルギー庁が運用する「災害時情報収集システム」により、県内の中核SSの営業状況を把握し、緊急通行車両を有する関係機関に情報提供を行う。
- (3) 国レベルでの燃料供給

大規模災害時において県内重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、政府災害対策本部等に対して、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を要請することができる。

5 LPガスの調達・供給

- (1) 市町村は、避難所や炊き出し等に必要なLPガスの供給又は斡旋を行い、必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請するものとする。
- ア 対象避難者数
 - イ 必要なLPガスの量
 - ウ 必要な器具の種類及び個数
 - エ 供給期間
 - オ 供給地（住所等）
- (2) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、県からの要請を受け、LPガスの供給及び搬送を実施する。

6 物資等供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、車中泊避難者や在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

7 新物資システム（B-PLo）の活用

- (1) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

8 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
一般社団法人徳島県LPガス協会	LPガス容器、燃焼器具等の供給
アマゾンジャパン・ロジステック株式会社	アマゾン「ほしい物リスト」を活用した物資支援
徳島県生活協同組合連合会 株式会社キョーエイ 株式会社セブン 株式会社フジ 株式会社ローソン 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ナフコ 旭食品株式会社	食料品、飲料水、日用品等の供給

イオンリテール株式会社	食料品・生活必需品等物資の供給
大塚食品株式会社 四国コカ・コーラボトリング株式会社 サントリーフーズ株式会社 サントリービバレッジソリューション株式会社 株式会社福村 徳島ペプシコーラ販売株式会社	飲料水の調達・供給
株式会社ふくなが	調理・加工した飲食物等を配送
徳島県漁業協同組合連合会 徳島県漬物加工販売協同組合 徳島塩元売株式会社 徳島県味噌工業協同組合 徳島県醤油醸造協同組合	副食調味料の供給
全国農業協同組合連合会徳島県本部 徳島県食糧卸協同組合	米穀の優先供給
徳島県石油商業組合 徳島県農業協同組合 ジェイエイ徳島市燃料サービス株式会社 JAエネルギーとくしま株式会社 株式会社JA 東とくしまサービス	燃料供給・供給のあっせん
石油連盟	石油元売会社からの直接供給等の円滑化

第3款 生活必需品等の供給

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、企業支援課）】

第1 方針

り災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

り災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、市町村長が実施するものとする。知事は、市町村長から調達の要請があったときは、その調達又はあっせんを行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 調達計画

市町村長は、災害時に被災者に給(貸)与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ策定しておくものとする。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 救助物資の輸送及び引渡し

救助物資は、知事から市町村長に引渡しをするものとしてこの間の輸送は知事が行う。

(2) 救助物資の確保、給与又は貸与の方法

ア 救助物資の備蓄及び調達

救助物資は知事が調達することとし、必要に応じて、あらかじめ備蓄を行う。

イ 救助物資の購入

知事は、生活必需品等を購入しようとするときは、市町村ごとの世帯構成員別被害状況等に基づき備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、購入する。

ウ 救助物資配分計画

(ア) 知事は、市町村長からの被害中間報告等に基づき救助物資の概算交付を行う。

(イ) 市町村長は、知事から引渡しを受けた救助物資をり災者名簿によってすみやかに配分するものとする。

[資料編]

災害救助物資備蓄数

(3) 支給対象者及び支給物資

ア 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最少限の家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

イ 支給物資

支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料。

4 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
アクサス株式会社 コーナン商事株式会社 DCMダイキ株式会社 特定非営利活動法人コメリ災害対策センター イオンリテール株式会社	日用品等の物資供給
王子ネピア株式会社	トイレットペーパー、おむつ等の物資の提供

東光株式会社	弾性ストックング等の提供
株式会社ファーストリテイリング	衣料品の提供

第4款 物流拠点の開設・運営

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、観光誘客課、交通政策課、経済産業政策課、港湾政策課）、四国運輸局徳島運輸支局、日本通運(株)、四国福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、四国西濃運輸(株)、(一社)徳島県トラック協会】

第1 方針

災害時における物流拠点の開設・運営については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 広域物資輸送拠点

- (1) 県は、国等からの支援物資を受け入れ、市町村が定める地域内物資輸送拠点等へ送り出すための広域物資輸送拠点を開設する。
- (2) 県は、平時において広域物資輸送拠点の候補地を選定し、リスト化する。
- (3) 県は、広域物資輸送拠点の開設に当たっては、あらかじめ県においてリスト化している候補地及び四国運輸局においてリスト化されている民間物資輸送拠点の中から、被災地域や道路啓開の状況、物流事業者の参集状況などを勘案し、物流事業者の意見も踏まえた上で、適切な拠点を選定する。
また、平時において、広域物資輸送拠点の開設及び運営に当たって必要となる人員数や資機材等について検討を行う。
- (4) 広域物資輸送拠点の開設及び運営に際しては物流事業者の協力が不可欠であるため、県は、物流事業者への連絡方法や参集先、参集基準、また役割分担等について、平時から物流事業者を交えて検討を行う。

2 地域内輸送拠点

- (1) 市町村は、県等からの支援物資を受け入れ、管内の各避難所等へ送り出すための地域内輸送拠点を開設する。
- (2) 市町村は、平時において地域内輸送拠点の候補地を選定し、リスト化する。
- (3) 市町村は、地域内輸送拠点の開設に当たっては、あらかじめ市町村においてリスト化している候補地の中から、被災地域や道路啓開の状況などを勘案し、適切な拠点を選定する。
また、平時において、地域内輸送拠点の開設及び運営に当たって必要となる人員数や資機材等について検討を行う。
- (4) 地域内輸送拠点の開設及び運営に際しては物流事業者の協力を得ることも重要であるため、市町村は、物流事業者との協力体制のあり方について平時から検討を行う。

3 拠点間の輸送

- (1) 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への支援物資の輸送については、物流事業者の協力を得た上で、県が実施する。

- (2) 県は、拠点間の輸送を円滑に行うため、市町村及び物流事業者を交えた上で、平時から拠点間輸送のあり方について検討を行う。

4 ラストワンマイルの輸送

- (1) 地域内輸送拠点から各避難所等への支援物資の輸送については、必要に応じて物流事業者の協力を得た上で、市町村が実施する。
- (2) 市町村は、ラストワンマイルの輸送を円滑に行うため、必要に応じて県及び物流事業者を交えた上で、平時からラストワンマイルの輸送のあり方について検討を行う。

5 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
公益社団法人隊友会徳島県隊友会	救援物資の受入れ、仕分、管理等支援
一般社団法人徳島県トラック協会 ヤマト運輸株式会社 佐川急便株式会社 セイノーホールディングス株式会社	物資の輸送支援
徳島県倉庫協会	物資の保管、入出庫管理に係る支援 物資の保管等に必要となる資機材の提供
徳島県テントシート工業組合	各種テント、防災シート等の供給

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 食糧の備蓄、調達
- 3 炊き出し場
- 4 供給・輸送・配分方法
- 5 その他必要な事項

第19節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

第1款 保健衛生活動

【主な実施機関：市町村、県（健康寿命推進課、感染症対策課）】

第1 方針

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策について定める。

災害時の保健衛生活動は、「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」及び「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」に基づき実施し、被災者の心身の状態と生活実態を把握し、健康と環境の改善を図るとともに、中長期的な被災市町村の復興に向けての支援も考慮する。

第2 内容

1 保健衛生活動の調整

(1) 災害時（保健衛生）コーディネーターによる調整

災害時（保健衛生）コーディネーターは、必要な情報を収集し、迅速に地域のニーズをアセスメントし、必要な人材、資器材等を投入を行うためのコーディネートを行い、地域の保健衛生活動が円滑に行われるようマネジメントする。

また、医療・福祉等他分野との調整を図るため、保健福祉部・圏域での会議に参画し、迅速な情報共有や協力体制を構築する。

具体的には、圏域コーディネーター（保健所）は、被災市町村に保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）を派遣し、被災状況の情報把握に努め、必要な人材、資器材の配置調整を行うとともに、市町村に協力して被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

総括コーディネーターは、圏域コーディネーターからの情報を集約し、県内外に対し人材・資器材等の要請及び調整をする。

(2) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

保健衛生活動の指揮調整等を行うために必要があるときは、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請するものとする。

総括コーディネーター、圏域コーディネーターは災害時健康危機管理支援チームと連携し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うものとする。

2 健康管理等

県及び市町村は、避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施するものとする。

また、県は、関係機関（厚生労働省、関西広域連合、市町村等）と連携し、被災者の健康管理等を行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行うものとする。

3 食事・栄養管理等

県は、関係機関（厚生労働省、関西広域連合、市町村、栄養士会等）と連携し、避難所において被災者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、栄養面に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談にあたる管理栄養士等の派遣等の応援・受援活動を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、関係機関（厚生労働省、関西広域連合、集団給食施設協議会等）と連携し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整にあたる管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行う。

県は、これらの活動を適切な時期に効果的に展開するため、「とくしま災害栄養チーム」に、支援に必要な情報分析や情報提供、人的支援の受入れ調整等の総合的な活動調整を要請し、医学的栄養管理が必要な要配慮者を含む被災者の栄養状態の悪化防止や健康状態の維持に努めることにより、被災者の命を支える支援活動の強化を図る。

4 こころのケア等

県は、精神科医師、看護師等による「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を編成し、関係機関（厚生労働省、関西広域連合、市町村等）と連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

5 感染症対策

県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるとともに、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。また、新型インフルエンザ等感染症等発生時においては、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

6 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
公益社団法人徳島県栄養士会	避難所等における栄養・食生活支援

第2款 食品衛生対策

【主な実施機関：県（安全衛生課）】

第1 方針

被災地における食品関係業者及び給食施設（炊出し施設を含む。）の実態を把握するとともに、応急食料（支援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給指導を行う。

第2 内容

1 食品関係業者

営業施設の監視を強化するとともに、不衛生な食品の製造、流通を防止する。特に、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

2 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

3 応急食料

応急食料については、関係機関に対し、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保するよう指導する。

なお、弁当等の消費期限の短い食品を供給する場合にあっては、関係機関に対して食品の適正な保管及び配布を行うよう指導する。

4 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

5 その他

大災害発生直後の通信、又は交通手段の途絶等混乱期における食品衛生確保のための食品衛生監視員の対応は、「大災害発生時の食品衛生対策実施要領」によるものとする。

[資料編]

大災害発生時の食品衛生対策実施要領

第3款 防疫

【主な実施機関：市町村、県（安全衛生課、健康寿命推進課、感染症対策課）】

第1 方針

県及び市町村は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図る。被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するための対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災地における防疫は、知事が市町村長と連携を図りながら実施する。

2 防疫業務の実施方法

災害時に感染症の流行を未然に防止するための防疫活動は、次の方法により行うものとする。

(1) 県の措置

ア 検病調査及び健康診断

県は、とくしま災害感染症専門チーム、保健衛生コーディネーター及び被災地域所管の保健所と緊密に連携し、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力の下疫学調査班を編成し、避難所や浸水地帯における疫学調査を実施し、感染症の発生のリスクや発生状況の把握、及び予防のための指導、対策等を実施する。調査の結果必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第17条の規定による健康診断を実施する。

イ 感染症発生時の対策実施

知事は、感染症法第21条及び同法第47条の規定により、1、2類感染症の患者及び新型インフルエンザ等感染症の所見がある者等を感染症指定医療機関に移送する。

県は、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院させる措置を講じるなど、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図る。

ウ 市町村等に対する指示及び命令

県は、感染症予防上必要があると認めたときは、被災市町村における規模態様等に応じてその範囲及び期間を定めて、すみやかに次の事項の指示及び命令を行う。

- (ア) 感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の実施に関する指示
- (イ) 感染症法第28条第2項の規定による、ねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示
- (ウ) 感染症法第31条第1項の規定による生活の用に供する水の使用又は給水についての制限
- (エ) 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種に関する命令
- (オ) 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

エ 支援体制

県は、市町村の防疫活動を支援し、必要に応じ、県内外に人材、資器材、薬剤の応援要請及び調達の調整を行う。

オ 予防教育及び広報活動

県は、市町村、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(2) 市町村の措置

ア 消毒方法

市町村は感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・こん虫等の駆除

市町村は感染症法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活の用に供する水の供給

市町村は感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

エ 予防教育及び広報活動の推進

市町村は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進するものとする。

オ 避難所の感染症対策指導

市町村は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施するものとする。

3 防疫活動に必要な携行資材

- (1) 噴霧器
- (2) 消毒薬品
- (3) 昆虫駆除薬剤
- (4) 検便用資材等
- (5) 防疫用薬品資材

必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

[資料編]

災害用薬品、資材の確保先
防疫用機材保有数

4 報告

市町村長は県警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により管轄保健所長を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫所要見込経費
- (4) その他

第4款 家畜防疫

【主な実施機関：市町村、県（畜産振興課）】

第1 方針

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、市町村等の協力を得て、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築し、次により対処する。

第2 内容

1 実施責任者

被災地における家畜防疫は、知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

2 家畜の防疫

被災地における家畜防疫活動は、必要に応じ、次の方法により行うものとする。

- (1) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。
- (2) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- (3) 県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限又は遮断、殺処分等の防疫措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

3 家畜の診察

被災地域のみでの家畜診療体制が不十分である場合、被災地域においても、十分な家畜診療体制を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施する。

第5款 遺体の捜索及び火葬等

【主な実施機関：市町村、県（安全衛生課）、県警察、徳島海上保安部】

第1 方針

災害により死亡した者の遺体の捜索、調査、処理及び火葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

遺体の捜索、収容及び火葬等は、市町村長が県警察及び消防機関等の協力を得て行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 遺体の捜索

遺体の捜索は、次の方法により行うものとする。

(1) 実施方法

ア 遺体の捜索は、市町村長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。

イ 遺体の捜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 応援の要請等

市町村において被災その他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては応援の要請を行うものとする。

(3) 災害救助法適用時の基準

ア 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 遺体の調査処理

(1) 市町村の措置

市町村は、遺体を発見したときは、すみやかに所轄警察署に連絡し、その調査を待つて次の方法により処理するものとする。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う）

(2) 県警察の措置

県警察は、県及び市町村のほか、徳島県医師会、徳島県歯科医師会及び徳島大学と連携して、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

ただし、遺族への引き渡しができないときは、死亡地を管轄する市町村長に引き渡す。

(3) 災害救助法適用時の基準

ア 遺体の処理期間

災害発生の日から原則10日以内とする（別に期間が定められた場合を除く）。

イ 費用の範囲

遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

4 遺体の収容

市町村は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。

5 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、市町村長が必要と認めるときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。

(1) 広域火葬に係る県の対応

ア 被災状況の把握

(ア) 担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整を行う。

(イ) 被災市町村及び県内の火葬場の被災状況の情報収集を行う。

イ 広域火葬の応援要請

(ア) 県は被災市町村からの応援要請又は自ら把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定する。

(イ) 県は広域火葬の実施を決定したときは、受入可能性のある火葬場設置者及び近隣府県に対し広域火葬の応援を依頼する。

(ウ) 県は、県内及び近隣道県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに、国に対し近隣道県以外の都府県への応援要請を依頼する。

ウ 火葬場の割振り・調整

県は火葬場設置者、近隣道県等からの応援の諾否に関する回答に基づき、被災市町村ごとに応援火葬を割振り当該市町村へ通知するとともに、応援の承諾のあった火葬場設置者、近隣道県等に応援要請の通知を行う。

エ 火葬要員等の手配

県は、火葬場設置者から火葬要員や火葬に必要な燃料又は資機材の手配について要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼する。

オ 広域火葬に関連する情報の報告

県は、広域火葬に関連する情報を国に適宜報告する。

(2) 広域火葬に係る市町村の対応

ア 被災状況の報告

市町村は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

イ 広域火葬の要請

市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

ウ 火葬場との調整

市町村は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

エ 遺族への説明

市町村は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

オ 広域火葬の終了

(ア) 市町村は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

(イ) 市町村は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(3) その他

火葬又は埋葬の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬するものとする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

エ 県は、火葬場の斡旋等について市町村から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町村、他の府県に対して必要な応援を要請する。

(4) 災害救助法適用時の基準

ア 火葬又は埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

棺（附属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

6 海上漂流遺体の捜索等

- (1) 災害時において徳島県周辺海域に遺体が漂流する事態が発生した場合には、市町村は徳島海上保安部に応援要請を行うものとする。
- (2) 徳島海上保安部は、市町村より漂流遺体の捜索要請を受けた場合も含め、遺体が漂流する事態が発生したときは、巡視船艇及び航空機による捜索にあたるものとする。
- (3) 徳島海上保安部は、収容した遺体について市町村及び県警察と連絡を密にし、市町村及び県警察の行う措置に協力するものとする。

[資料編]

火葬場一覧表

7 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
徳島県霊柩自動車協会 徳島中央葬祭業協同組合 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	葬祭用品の供給、遺体の搬送
一般社団法人徳島県医師会 一般社団法人徳島県歯科医師会 国立大学法人徳島大学	遺体の検視及び死体調査並びに身元確認のための医師派遣

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 巡回相談の実施
- 3 食品衛生に関する広報の実施
- 4 感染症対策の実施
- 5 消毒用薬剤等の備蓄、調達
- 6 遺体の収容所及び処置
- 7 遺体処置班の編制
- 8 その他必要な事項

第20節 要配慮者への支援対策の実施

【主な実施機関：市町村、県（多文化共生・人権課、こども未来部、保健福祉部）、社会福祉施設等の管理者】

※社会福祉施設等とは、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院をいう。

第1 方針

災害時において、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策を実施するものとする。

第2 内容

1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた業務継続計画や避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、県及び市町村等に支援を要請するものとする。
- (4) 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入について、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。
- (5) 県及び市町村は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

2 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 県及び市町村は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 県及び市町村は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 県及び市町村は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 県及び市町村は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

3 児童に係る対策

- (1) 県及び市町村は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うものとする。

- (2) 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、こども女性相談センターにおいて、メンタルヘルスケアを実施する。
- (3) 県及び市町村等は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

4 外国人等に対する対策

- (1) 県及び市町村は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 県及び市町村は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 県及び市町村は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

5 災害時(介護福祉)コーディネーターによる調整

県は、被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、災害時コーディネーターを配置し、市町村等関係機関と連携を図り、刻々と変化する要配慮者、福祉避難所等の状況を的確に把握し、本県及び他の機関から人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

6 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
徳島県老人福祉施設協議会 徳島県老人保健施設協議会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会 徳島県支部 徳島県知的障害者福祉協会 徳島県身体障害者施設協議会 徳島県社会福祉法人経営者協議会 徳島県保育事業連合会 徳島県私立保育園連盟 徳島県ホームヘルパー協議会 とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 一般社団法人徳島県社会福祉士会 一般社団法人徳島県介護福祉士会 徳島県精神保健福祉士協会 特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会 徳島県医療ソーシャルワーカー協会 公益社団法人徳島県理学療法士会	災害派遣福祉チームの派遣

徳島県老人福祉施設協議会 徳島県老人保健施設協議会 日本認知症グループホーム協会徳島県支部 徳島県知的障害者福祉協会 徳島県身体障害者施設協議会 徳島県児童養護施設協議会	要配慮者への支援活動を実施
一般社団法人日本福祉用具供給協会	福祉用具等の供給

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 情報提供方法
- 3 避難方法
- 4 被災状況の把握
- 5 生活支援方法
- 6 その他必要な事項

第21節 動物救済対策

【主な実施機関：県（安全衛生課、動物愛護管理センター）】

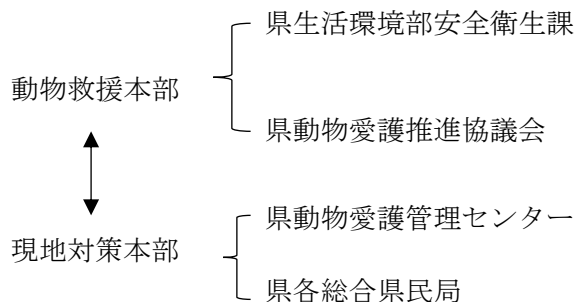
第1 方針

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、動物救援本部を設置し、実施する。



- [統 括 班] 動物愛護管理センター、各総合県民局、市町村
- [医 療 班] 公益社団法人徳島県獣医師会、各支部、動物病院
- [支 援 班] 動物愛護推進員、ボランティア等

2 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 緊急保護施設を設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

3 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
公益社団法人徳島県獣医師会	動物救護活動の実施
株式会社貴志商店	動物救護活動に係る飼料及び資材の提供
近畿連合獣医師会	動物救護活動の実施
イオンペット株式会社	動物救護活動に係る飼料及び資材の提供

第22節 災害廃棄物の処理

【主な実施機関：市町村、県（環境指導課、水環境整備課、住宅課）】

第1 方針

災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等の実施は、本計画及び災害廃棄物処理計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等は、市町村が実施する。
ただし、災害の規模が大きいため、当該市町村において処理できないときは、隣接市町村及び県の応援を求めて実施する。
- (2) 県域で災害廃棄物の処理が行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理を災害廃棄物対策四国ブロック協議会、国及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

2 ごみ処理

- (1) 市町村は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、収集運搬及び処理体制等を速やかに構築する。また、住民に対しその内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。
- (2) 県は、市町村等の要請に基づき、市町村の実施するごみ処理について、必要な技術的な援助、情報提供及び市町村間の調整を行う。

3 し尿処理

- (1) 市町村は、下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- (2) 市町村は、下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し仮設トイレの提供等必要な処置を講ずる。
- (3) 県は市町村等の要請に基づき、市町村の実施するし尿処理について、必要な技術的な援助、情報提供及び市町村間の調整を行う。

4 災害廃棄物処理

- (1) 市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場・最終処分場を確保し、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行ない、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- (2) 県は市町村の要請に基づき、市町村の実施する災害廃棄物処理について、必要な技術的な援助、情報提供及び市町村間の招請を行なう。

- (3) 県及び市町村は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。
- (4) 市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

5 損壊家屋等の公費解体・撤去

県及び市町村は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用した損壊家屋等の解体・撤去を行う際は、「公費解体・撤去マニュアル 第5版」（令和6年6月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき実施するものとする。なお、実施にあたっては次の事項に留意する。

- (1) 受付体制（対象案件の選定、ルール作り、申請受付体制の検討等）
- (2) 事業者との契約（発注方法・積算方法等）
 - ※解体・撤去棟数が多い場合、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者への委託も検討する。
- (3) 関係者の同意の確認（損壊家屋の建物性、職権滅失登記、民法の所有者不明建物管理制度の活用等）
- (4) 宣誓書方式を活用した自費解体への費用償還

6 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
一般社団法人徳島県産業廃棄物協会 徳島県市長会 徳島県町村会	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分
協同組合徳島県解体工業事業会	被災建築物の撤去、災害廃棄物の収集、運搬、処分

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 各廃棄物の処理方法
- 3 必要な資機材等の保有、調達
- 4 処理施設の応急復旧
- 5 仮置場の確保
- 6 解体を要する建物等の把握（建物所有者の確認）
- 7 その他必要な事項

第23節 住宅の確保

第1款 応急仮設住宅の供与

【主な実施機関：市町村、県（管財課、住宅課、営繕課）】

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与については、本計画及び「借上型応急仮設住宅業務マニュアル」、「徳島県応急仮設住宅供給マニュアル」の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) り災者に対する応急仮設住宅の供与は、市町村長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 対象者

災害のため住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

3 期間

賃貸型応急住宅は災害発生の日から速やかに提供、建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

4 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

5 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

6 民間賃貸住宅等の借り上げ

県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の供与を行う。

7 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況及び建設用地の災害発生リスク等についても配慮することとする。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとするとともに、復興住宅への転用も見据えた敷地選定と配置計画の準備を行う。

8 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、市町村長が行うものとする。
 なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

9 建設に係る協力体制

県は、協定に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会に協力を要請する。

10 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、資機材関係省庁に資機材の調達に関して要請する。

11 運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

12 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
一般社団法人全国木造建設事業協会 一般社団法人プレハブ建築協会 一般社団法人日本木造住宅産業協会 一般社団法人日本ムービングハウス協会 一般社団法人日本オフサイト建築協会 一般財団法人日本RV・トレーラーハウス協会	応急仮設住宅の建設
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会 他 公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部 他 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	民間賃貸住宅の提供等

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任者
- 2 応急仮設住宅建設用地の選定
- 3 建設資材、必要機械器具等の調達
- 4 入居基準
- 5 その他必要な事項

第2款 住宅の応急修理

【主な実施機関：市町村、県（住宅課）】

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画に定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) り災者に対する住宅の応急修理は、市町村長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 対象者

(1) 緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者を対象とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象とする。

3 期間

(1) 緊急の修理

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。

4 範囲

(1) 緊急の修理

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

5 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は市町村が確保について斡旋を行うものとする。

〔資料編〕 木材保有数

6 労務及び資材の提供に関する協力体制

市町村は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対応をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任者
- 2 建設資材、必要機械器具等の調達
- 3 その他必要な事項

第3款 被災者向け住宅の確保

【主な実施機関：市町村、県（住宅課）】

第1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

り災者向けの住宅の確保は、県及び市町村が努めるものとする。

2 対象者

災害のため住宅を失った者を対象とする。

3 公営住宅への優先入居

県及び市町村は、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるものとする。

4 民間賃貸住宅の斡旋

徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家情報提供を実施するとともに(公社)徳島県宅地建物取引業協会等に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する。

5 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会	民間賃貸住宅の情報提供
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会 他 公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部 他	民間賃貸住宅の提供等

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	
--	--

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任者
- 2 その他必要な事項

第24節 障害物の除去

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、道路整備課、河川政策課、河川整備課）、四国地方整備局】

第1 方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山くずれ、がけくずれ及び水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市町村が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）くずれ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市町村長が行うものとし、市町村限りで実施困難のときは知事に対し応援、協力を要請するものとする。
- (5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

2 機械器具の調達

市町村長は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき、機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

3 所要人員の確保

市町村長は、災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが、不足する場合は建設業者と必要な協定を締結しておき、人員の供給を受けるものとする。このほか、必要に応じ地区民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第25節 貯木及び在港船舶対策

【主な実施機関：県（林業振興課、水産振興課、港湾政策課）、徳島海上保安部】

第1 方針

災害時における洪水等による流木被害を防御するための貯木及び在港船舶対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 流木の被害を防御するための貯木対策指導は、県が実施する。
- (2) 在港船舶の対策指導は、県及び徳島海上保安部があたる。

2 貯木対策

(1) 災害防止の方法

各貯木場においては、災害時の河川の氾濫や高潮時による貯木の流出を防止する方法として、ワイヤロープ、鉄柵、非常用ロープ、器具及び流出防護柵を設備し、貯木の流出に対処する。

(2) 港内における貯木対策

ア 事前措置

- (ア) 木材入荷状況の把握
- (イ) 貯木状況及び現在量の把握
- (ウ) 流出防止対策の指導
- (エ) 災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
- (オ) 災害時における流木回収能力の把握
- (カ) 流出防止措置の確認

イ 事後措置（流木措置）

- (ア) 流木状況の調査
- (イ) 船舶及び関係者に対する流木状況の周知
- (ウ) 流木の早期回収の勧告あるいは除去命令の発動
- (エ) 流木回収状況の把握及び関係者への周知
- (オ) 流木の早期回収の実施とその推進

3 在港船舶対策

(1) 災害防止の方法

徳島小松島港に在泊する船舶は、同港台風・津波等対策委員会が定めた同港台風・津波等災害防止措置実施要領に基づく措置を講じる。その他の港に在泊する船舶にあっても、同様の措置を講じる。

ア 災害発生予想日の数日前及び前日の措置

- (ア) 在港船舶及び入港予定船舶の動静把握
- (イ) 木材荷役船舶に対する措置

- (ウ) 危険物荷役船舶に対する措置
 - (エ) 運転不自由船舶に対する措置
 - (オ) 木材の流出防止措置
 - (カ) 台風等災害に関する情報の収集及び伝達
- イ 災害発生予想日前日及び当日の措置
- (ア) 災害発生に関する情報の収集及び伝達
 - (イ) 在港船舶に対する避難指示
 - (ウ) 船舶に対する出入港の制限
 - (エ) 小型船舶用船だまりの整理
 - (オ) 在港船舶に対する停泊方法の指導
 - (カ) 木材に対する流出防止措置の確認
- ウ 災害発生後の措置
- (ア) 被害の調査
 - (イ) 災害復旧応急対策
 - (ウ) 事故船に対する救難措置
 - (エ) 流出木材に対する措置

[資料編]

徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

第26節 ボランティア活動の支援

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、保健福祉政策課）、日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会、徳島県共同募金会、徳島県災害ボランティア連絡会】

第1 方針

大規模災害により県下に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種NPO・ボランティア等の協力体制について、県、市町村及び防災関係機関が実施すべき事項は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 ボランティア団体等の協力

県、市町村及び防災関係機関は、各種NPO・ボランティア等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

2 ボランティアの受入れ

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、災害中間支援組織及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について、情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

3 ボランティア団体等の活動

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- (4) 災害廃棄物の撤去・清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

4 県災害ボランティアセンターの設置

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会は、災害時に、必要があるときは速やかに、県立総合福祉センターにおいて、災害ボランティア活動の拠点となる徳島県災害ボランティアセンターを設置し、被災市町村に設置される現地災害ボランティアセンターと連携を取りながら、ボランティア活動を効率的に推進する。

また、感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方」等を参考に、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

5 被災地におけるボランティア支援体制の確立

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに災害ボランティアセンターを設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

また、徳島県共同募金会は中央共同募金会等と連携し、「災害等準備金」等を活用して「災害ボランティアセンター」の設置運営経費等を支援する。

6 ボランティアに係る事務委託

都道府県または都道府県から事務の委託を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

7 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
公益財団法人日本青年会議所 四国地区徳島ブロック協議会	ボランティアとして復旧活動等協力

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 災害ボランティアの受入体制
- 2 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設

第27節 義援金・義援物資の受入・配分

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、地域共生推進課）、日本赤十字社徳島県支部、徳島県共同募金会】

第1 方針

一般県民及び他府県等から被災者にあてに送られた義援金・義援物資の受入・配分は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 義援金の受入れ及び配分

(1) 被災者に対する義援金の受入を必要とする場合は、次の関係機関は協力して募集方法、期間等を定めて募集するものとする。

(2) 義援金の配分

関係機関で構成する義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定するものとする。

ア 関係機関

日本赤十字社徳島県支部、（福）徳島県共同募金会、県等

イ 協議・決定事項

- (ア) 義援金の保管
- (イ) 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- (ウ) 義援金の使途
- (エ) その他必要な事項

(3) 義援金受入の広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じ住民広報に努める。

2 義援物資の受入れ及び配分

県及び市町村等は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。

しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金として

の協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

県及び市町村等は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受付

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市町村等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 義援物資の受入れ及び配分の実施
- 2 受入体制の広報

第28節 公共土木施設等の応急対策

第1款 公共土木施設

【主な実施機関：市町村、県（農林水産部関係課、県土整備部関係課、企業局）、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、独立行政法人水資源機構、本州四国連絡高速道路(株)】

第1 方針

災害時における公共土木施設管理者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 河川・海岸施設

(1) 基本方針

各種調査の被害想定によると、河川堤防が地震により被災(沈下)し、これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次被害の想定される割合は、多くの河川で50パーセントを超えるものと予測されている。

地震により堤防、護岸等河川・海岸管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力を尽くすものとする。

(2) 応急対策

堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。また水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるが、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、国庫負担申請を行い、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

2 道路施設

(1) 基本方針

道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また、道路上の破壊、倒壊等による障害物の除去を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

(2) 応急復旧活動

ア 応急対策

復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々の対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員などの制限を付しても速やかに復旧

し、開放する。また、道路占有施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知し適切に対処するが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のため必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

イ 復旧対策

応急復旧に引続き又は平行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度など種々勘案の上、通行止を避けながら順次本復旧を進め、平常の状態とする。

(3) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため、早期啓開を要する重点路線として、

避難場所 ～ 重要施設 ～ 救援物資・復旧用資材置場 ～ 空港・港湾・高速 I C (人口集中地区) (官公庁、病院、浄水場等)

などを結ぶ、被災地から又は被災地への輸送路を系統的に確保する。

3 港湾施設

(1) 基本方針

台風時の高潮や南海トラフ地震に伴い発生する津波から背後地域を守るため、防潮堤や護岸は海岸第一線の重要な防護施設であり、県内12港湾の岸壁や物揚場、臨港道路は、災害時の緊急救援物資の輸送拠点として重要な役割を持つ施設である。

港湾施設の応急対策に当たっては、背後地住民の生命、財産の安全確保を第一義とし、さらに被害状況の把握を行うとともに海上からの緊急輸送路確保のために必要な措置を行う。

(2) 予想される被害等

港湾施設は水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤の上に建設されている場合が多く、予想される被害も地震による直接被害及び津波による2次災害が想定される。

ア 地震による被害

- (ア) 防波堤、護岸、防潮壁、水門等の沈下、すべり出し、亀裂等
- (イ) 岸壁、物揚場等のすべり出し、沈下、栈橋の挫折等
- (ウ) ふ頭用地、臨港道路（橋梁を含む）等の陥没、亀裂等

イ 津波による被害

- (ア) 岸壁、物揚場等の係留施設の破壊又は荷役に重大な支障となる損壊
- (イ) 船舶の陸上への乗上げによる施設の損壊
- (ウ) 航路標識、けい船浮標、浮栈橋の流出等
- (エ) 木材・コンテナ及び倒壊した家屋やがれき等の津波漂流物による航路、泊地等の埋塞

(3) 対策

ア 早急に被害状況を把握し、関係機関に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。

イ 背後地住民の生命、財産の安全を確保するため、防潮壁、水門等に亀裂が生じた場合、土のう積等施設の機能保持に万全を期する。

ウ 緊急物資の海上輸送を確保するため岸壁、物揚場、栈橋等の機能を保持又は回復するとと

もに、これらに至る航路泊地等を点検し、船舶航行の安全を確保し、また、ふ頭用地の機能の確保等陸上輸送との有機的な連携に十分配慮する。

エ その他の港湾施設についても経済流通に重要な役割を有しており、被害を受けた場合に重要な機能障害をひきおこすことがないように、被害の局限化又は応急復旧を速やかに図る。

第2款 空港施設

【実施機関：県（危機管理部）、徳島空港事務所、海上自衛隊徳島教育航空群】

第1 方針

災害時における徳島飛行場の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

県、海上自衛隊徳島教育航空群及び徳島空港事務所は、徳島飛行場が災害により滑走路、誘導路、駐機場その他附帯する航空保安施設が損壊し、使用不能となった場合、一般社団法人徳島県建設業協会との協定に基づき、復旧作業を依頼し、緊急輸送の確保のため航空交通の早期再開を図る。

徳島空港事務所は、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行う。

締結先	内容
海上自衛隊徳島教育航空群 大阪航空局徳島空港事務所 一般社団法人徳島県建設業協会	徳島飛行場の瓦礫等の撤去

第3款 鉄道施設

【実施機関：四国旅客鉄道(株)、阿佐海岸鉄道(株)】

第1 方針

災害時における鉄道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 四国旅客鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行にあたっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市町村、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 地震発生時の警戒態勢の種別

地震発生時の運転規制（以下「特殊運転」という。）をする場合の警戒態勢の種別は、次のとおりとする。

イ 地震発生時の特殊運転

計測震度の区分	警報区間	運転規制の方法
3.5 以上	要注区間以外の区間	25km/h 以下の徐行
4.5 未満	要注区間	列車の運転を中止する
4.5 以上	全区間	

ウ 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した個所のCTC指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取扱いをするものとする。

エ 保線区長の取扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めたときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

(4) 第2次、第3次態勢の解除

ア 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めたときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

イ 電気区長は、第3次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めたときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

ウ 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

2 阿佐海岸鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産の保護のため救出・救護に努めるとともに、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、早急復旧のため、必要に応じ対策本部及び復旧本部を設置する。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 運転規制の取扱い

徐行運転 震度 4
 運転中止 震度 5 弱

イ 運転指令員の取扱い

運転指令員は、地震を感知し、列車の運転が危険と認められるときは、列車の運転を一時見合わせるとともに、その旨を施設課長及び関係乗務員に連絡するものとする。

運転指令員は、施設課長から運転規制の要請があったときは、関係乗務員に連絡するものとする。また、解除の場合も同様とする。

ウ 施設課長の取扱い

施設課長は、地震を感知したとき、又は通報を受け、列車の運転が危険と認めるときは、関係箇所に通報するとともに、線路点検を実施するものとする。

(4) 運転規制の解除

ア 施設課長は、線路点検その他の状況により、列車の徐行運転又は運転停止の必要がなくなったと認めるときは、その旨を運転指令員に通報する。

イ 運転指令員は、施設課長の運転規制解除通告を受領した後でなければ、運転規制を解除してはならない。

第4款 電力施設

【実施機関：四国電力(株)、四国電力送配電(株)、県(危機管理部、管財課、企業局)、市町村】

第1 方針

災害時における電力施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 災害時における電力の供給

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- (1) 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- (2) 需給バランスについて、系統上供給力が不足する場合においては、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、供給力を確保するものとする。

2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、需要家によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

3 災害時における応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を眼目とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資・機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

- (1) 発電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

(2) 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を設置するとともに被害線路の復旧を図る。

(3) 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復旧送電を図るものとする。

(4) 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、迂回ルートへの切り替えや非常用通信設備の活用により、必要回線の確保を図るものとする。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

(5) 電源車等

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

4 ダム、せき等の管理

ダム、せき等の管理は河川法に定めるところにより行うものとし、ダムごとに配置している管理主任技術者は、管理員を指揮監督してダムを管理するものとする。

洪水時の対策措置は、ダム操作規程や協定等に基づき、次のとおり実施するものとする。

- (1) 洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握とダムの流入量の的確予測に努めるとともに、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。
- (2) ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、サイレン、スピーカー等により警告する。また、規程に定められたダムについては、河川パトロールも実施する。
- (3) 下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。

5 燃料電池自動車等の活用

県及び市町村は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリット車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

6 関連する協定締結先一覧

締結先	内容
四国電力株式会社	電力供給設備等の復旧に係る相互協力
四国電力送配電株式会社	電力供給設備等の復旧に係る相互協力
一般財団法人四国電気保安協会	職員派遣による電気施設等の応急復旧

第5款 都市ガス施設

【実施機関：四国ガス(株)】

第1 方針

災害時における四国ガス株式会社の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 災害時における体制の確立

ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、器材及び図面等の整備を図るとともに、迅速な対応をなす体制を確立する。

2 火災発生の場合

火災発生の発見者は、発火燃焼源を確かめ、適応消火を手配するとともに連絡を密にして付近危険物及び可燃物の撤去並びにガス内蔵設備及び油設備等は、バルブ等により閉塞及び過熱防止処置をするものとする。

3 その他

(1) 災害復旧

ガス供給本管、支管の災害復旧は、会社並びに下請工事会社により全力復旧するものとする。

(2) 広報活動

災害によりやむを得ずガス供給を一時的に停止する場合は、利用者にラジオ、テレビ及び広報車により周知徹底を図るものとする。

(3) 災害時の処置

ガス発生設備の被災、市街のガス本支管の被災等によってガス漏えい及び火災等の災害が拡大し、人命に危険を生ずるおそれがあるときは、県警察及び消防等関係機関の協力のもとに、立入禁止、交通遮断及び一時避難等の処置を行うとともに、被害規模に応じてガスの供給を停止する。

(4) 応援の要請

災害の事態に応じて防災関係諸機関に応援を要請するとともに、(一社)日本ガス協会に応援を要請する。

第6款 LPガス供給施設

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）、（一社）徳島県エルピーガス協会、LPガス販売事業所】

第1 方針

災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、県警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、LPガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第7款 水道施設

【主な実施機関：市町村（水道事業者）、県（水環境整備課）】

第1 方針

災害時における水道事業者の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 復旧方針

市町村は、あらかじめ応急対策について計画を定め、災害時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

2 復旧手順

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちに市町村の定める応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

(2) 被害状況調査

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急にかつ的確に把握することとする。

(3) 復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を住民に広報する。

なお、復旧に当たっては、緊急度の高い給水拠点、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等からの復旧に努めるものとする。

3 支援要請

市町村は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

また、県は、市町村より要請を受けた場合は、他の市町村及び関係機関等に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

第8款 下水道施設

【主な実施機関：市町村（下水道事業者）、県（水環境整備課）】

第1 方針

災害時における県及び下水道事業者の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

2 被害状況調査

県及び市町村は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3 応急復旧

県及び市町村は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) 処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

4 支援要請

市町村は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

県は、市町村の被害状況の把握に努め、市町村から要請を受けた場合は、市町村間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、他府県からの支援について要請を行う。

5 災害広報

県及び市町村は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第9款 通信設備

【実施機関：NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

第1 方針

災害時における各電気通信事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

(1) 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

ア 電源の確保

- イ 予備電源設備、移動電源車の発動
 - ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
 - エ 応急対策用車両、工具の点検
 - オ 応急対策用資機材の把握
 - カ 緊急輸送対策
 - キ 復旧要員の確保
 - ク 通信設備の巡回点検
- (2) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。
- (3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。
- ア 重要通信の確保
 - (ア) 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機、衛星インターネット機器等を使用して重要回線の確保に努める。
 - (イ) 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。
 - イ 特設公衆電話の設置
 - (ア) 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。
 - (イ) 特設公衆電話の設置場所について、県、及び行政機関と連携し選定する。
 - ウ 災害用専用基地局の運用
 - (ア) ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約7km・360度のエリアカバーを目指す。
 - (イ) 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努める。
- (4) 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、ホームページやSNS、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。
- ア 被災区間又は場所
 - イ 回復見込み日時
 - ウ 通信途絶、利用制限の理由
 - エ 通信途絶、利用制限の内容
 - オ 通信利用者に協力を要請する事項
 - カ その他の事項
- (5) 大規模災害時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧

順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、及び輸送、通信、電力の確保に関する機関に設置されるもの

(2) 第2順位の復旧

ガス、水道の確保に関する機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

(3) 第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

第10款 危険物施設

第1 火薬類

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）、県警察】

1 方針

火薬類の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 市町村長

(2) 応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする。
- (イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。
- (エ) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

イ 知事の措置

- (ア) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずるものとする。
- (イ) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限するものとする。
- (ウ) 火薬類の所有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずるものとする。
- (エ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずるものとする。

ウ 警察本部長の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとり、付近住民の避難誘導、被害者の救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

エ 市町村長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生の恐れがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

第2 高圧ガス（LPガス供給施設を除く）

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）、県警察】

1 方針

高圧ガス施設の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 高圧ガス製造者等
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 市町村長

(2) 応急措置

ア 製造者等の措置

- (ア) 直ちに事業所内における火気の取扱を停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。
- (イ) 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに以下の災害発生防止のための措置を講じる。
 - a 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、緊急遮断弁の閉止等の応急の措置を行うとともに、製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - b 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちにバルブの閉止等の応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - c 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (ウ) 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知

する。

- (エ) 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

イ 知事の措置

災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。
- (イ) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

ウ 警察本部長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

エ 市町村長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

第3 石油類及び薬品

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、薬務課）】

1 方針

石油類及び薬品の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 施設の所有者及び管理者又は占有者
- イ 市町村長
- ウ 知事

(2) 応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- (ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする。
- (イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
- (ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

イ 知事又は市町村長の措置

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。
- (イ) 火災の防御は、市町村の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

- (ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
- (エ) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

[資料編]

化学消火薬剤保有数
油防除資機材等保有量

第4 放射性物質

【主な実施機関：市町村、県（関係各課）、警察本部】

1 方針

施設放射性物質の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 施設の所有者及び管理者
- イ 知事
- ウ 市町村長
- エ 警察本部長

(2) 応急措置

- ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定をあわせて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。
- イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導にあたりとともに立入禁止区域を設定するものとする。

第11款 農業用施設

【主な実施機関：県（生産基盤課、農山漁村振興課）、市町村、土地改良区、中国四国農政局】

第1 方針

災害時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 頭首工、取水施設、用排水路

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、破損があった場合、付近の住民に被害を与える恐れがないか確認し、市町村に報告して応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、市町村を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

2 各種樋門、排水機場

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、施設の機能が損なわれている場合は、市町村に報告するとともに、応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、市町村を通じ県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

3 農業用ダム・農業用ため池

農業用ダム（堤高15m以上の防災重点農業用ため池を含む）については震度4以上の地震が発生した場合、堤高15m未満の防災重点農業用ため池（重要性を考慮し予め選定したもの）については震度5弱以上の地震が発生した場合、土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者は施設を緊急点検して、その結果を市町村に報告する。二次災害の危険がある場合は、市町村と協議しながら、応急対策を行う。

市町村は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。また、危険がある場合は、関係機関とともに応急対策を行うほか、避難指示等を行うものとする。

県は、緊急点検状況や被災状況を適時適切に把握し、管理者・市町村からの要請により、緊急点検・応急対策の支援を行う。

また、応急対策が必要な場合は必要に応じて、農村工学研究所等の学識経験者からの技術的指導を活用し、被害の拡大の防止に努める。

農業用ダム・農業用ため池管理者は、緊急点検を行うため池以外についても、可能な限り早急に点検を行うこととし、被害があった場合、市町村を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 パトロールの実施体制
- 3 住民への広報
- 4 避難体制
- 5 その他必要な事項

第29節 教育対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、こども未来政策課、教育委員会）】

第1 方針

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 市町村立学校における応急教育は、市町村教育委員会が実施するものとする。
- (2) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校における応急教育は、設置者が実施するものとする。

2 応急教育の実施

学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は、関係機関と連携して集団避難を含めた応急教育の実施場所を検討し、学校教育活動の再開に向け、努力するものとする。

特に児童生徒等の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別教室・講堂・体育館等）利用計画、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに、学校自体が救済施設として他の団体から臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとする。

(1) 児童生徒等の安全確保

- ア 児童生徒等の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。
- イ 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒等の安全確保に努めなければならない。
- ウ 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒等に対してカウンセリング等心のケアを行う。

(2) 文教施設の災害応急対策

ア 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

イ 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまたず復旧を行うものとする。

(3) 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い、転入学を円滑に行うものとする。

(4) 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において対応ができないときは、隣接学校

から応援させ、なお不足する場合は、地域人材から教職員退職者又は臨時任用経験者などの応急教育に従事できる人材を確保するものとする。

(5) 給食の実施

ア 現に学校給食を実施している学校

(7) 物資の確保

県学校給食会の保管する物資、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとする。

(4) 施設・設備の整備

文教施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努めるものとする。

イ 学校給食を実施していない学校

地域の特性を配慮し、児童生徒の給食を必要とする場合には、応急施設をつくり、県学校給食会が保有する物資等により、給食の早期開始に努めるものとする。

(6) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

ア 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

(7) 教科書（教材を含む）

(4) 文房具及び通学用品

イ 期間

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

(7) 教科書（教材を含む）・学用品の調達

ア 各学校における貸し出し得る教材・学用品のリスト作成

イ 教材・学用品の輸送手段の確保

ウ 教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立

(8) 授業料の減免

高等学校生徒の被災状況を調査し、授業料を納付すべき者について、別に定める授業料減免基準に該当した者は、申請に基づき減免を行うこととし、生徒の就学に支障のないように努める。

(9) 就学援助費等の支給

ア 市町村長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。

イ 災害により、特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。

3 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- (1) 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の整備またその保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

4 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- (1) 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、今後の進め方等を説明し、冷静な対応を呼びかける。
- (2) 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- (3) 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- (4) 避難が長期間となるおそれがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。また、この場合において、教育長が教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 学校の休校措置及び学校施設・教員の確保
- 3 応急教育の実施
- 4 教科書等調達・支給
- 5 学校給食対策
- 6 その他必要な事項

第30節 災害警備対策

【主な実施機関：県警察】

第1 方針

災害時における警備対策については、本計画に定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持にあたる

2 災害警備体制

災害に対処する警備体制は次のとおりとする。

(1) 災害警備体制の種別

ア 準備体制

災害の発生のおそれがあるが、発生するまでに相当の時間的余裕があると考えられる場合。

イ 警戒体制

気象庁によって各種の警報、注意報等が発せられた場合その他災害の発生が予想される場合。

ウ 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれが高度に認められる場合。

(2) 災害警備本部等

警察本部及び警察署は、災害の規模及び被災状況に応じて、災害警備連絡室、災害警備本部又は非常災害警備本部を設置する。

(3) 警備部隊の編成及び運用

災害の種別、規模及び様相に応じて警備部隊の編成及び運用を行う。

3 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を行う。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被災実態の把握
- (3) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (4) 行方不明者の捜索
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難の指示及び誘導
- (6) 災害警備活動のための通信確保
- (7) 不法事案等の予防及び取締り
- (8) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒

- (9) 避難路及び緊急交通路の確保
- (10) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (11) 被災者等への情報伝達活動
- (12) 遺体の調査、検視
- (13) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 その他

災害警備活動については、本計画に定めるほか、徳島県警察災害警備計画の定めるところによる。

第31節 応急金融対策

【主な実施機関：四国財務局徳島財務事務所、日本銀行（高松支店、徳島事務所）】

第1 方針

災害時における応急金融対策計画は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

2 金融機関の業務運営の確保

四国財務局及び日本銀行高松支店は、被災金融機関に対し、営業の早期再開のための必要な措置を講じるよう要請を行う。

3 金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、金融機関が対応できるよう次の措置を適切に運用するものとする。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時適格な措置を講じることを要請する。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、被災者の預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講じることを要請する。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の適宜の措置を講じることを要請する。

(5) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段

を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(6) 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

第3 2節 生活関連商品供給確保及び価格安定対策

【主な実施機関：県（消費者政策課）】

第1 方針

災害時における県民の消費生活に関連性の高い商品（以下「生活関連商品」という）の供給の確保及び価格の安定については、「徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例」及び本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

災害時における生活関連商品の供給の確保及び価格の安定に係る措置については、県が実施する。

2 調査

県は、生活関連商品について、必要に応じてその価格及び需給の動向並びに流通の実態について調査する。

3 事業者に対する協力要請

県は、調査の結果、生活関連商品の価格及び需給の実態が適正を欠くおそれがあると認めるときは、その原因等を究明するとともに、必要があると認めるときは、当該生活関連商品の価格の安定及び供給の確保について、県の関係部局と連携をとり、事業者に協力を求める。

4 重要生活関連商品の指定及び監視

(1) 県は、生活関連商品が不足し、若しくはその価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあり、県民の消費生活に重大な影響を及ぼすと認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、その価格の安定及び供給の確保を図る必要がある商品を重要生活関連商品として指定する。

(2) 県は、重要生活関連商品の価格及び需給の動向を監視するものとする。